

萩藩「宰判宿駅」における継送りの諸相

——林勇蔵家文書を中心に——

中野 美智子

はじめに

本誌第7号において、山口大学総合図書館所蔵の林勇蔵家文書目録データベースの作成・公開に関わったことを契機に林家現蔵文書調査による履歴情報の再構成を行い、藩政時代の勘場地方役人、明治初期の行政役人の諸活動により蓄積された林勇蔵家伝存文書群の特色把握を試みた¹⁾。また、データベース作成時に林家当主の役職との関連で個々の史料区分を行い、役職による文書群の検索項目を追加した。これらの作業をへて第8号では、大庄屋職と小郡宿史料群（一九六六）の関連分析により、本藩の山陽道宿駅の特色を「宰判宿駅」として萩藩の宰判制度との関わりでとらえ、幕末維新时期に

展開された特権諸通行の休泊と小郡宿の経済負担を考察するとともに、備中矢掛宿におけるそれとの比較により、封建交通の本質的な共通性についても指摘した²⁾。

萩藩の宰判制度のもとにおける「宰判宿駅」は、山陽道が貫通する宰判の中心市町、交通の要所に勘場（宰判の役所）とともに宿駅

が整備され、公的な基本施設を設置して運輸（継送り）・通信（継飛脚）・休泊の主機能が宰判の組織運営によって実行されるいわば輸送機関といふべき性格を備えたものといえる。特権諸通行の休泊経費負担をめぐる宿駅財政の運用も、大庄屋を運営責任者として、定法化による藩の経常費補償と郡村費負担システムにより、宰判の財政運営の一環として行われた。

本稿は前号で得たこのような成果を前提に山陽道小郡宿の特権通行継送りと継飛脚について、幕末維新时期を中心に考察を試みようとするものである。ただし、藤澤晋氏が備中矢掛宿本陣文書によって解明した特権通行諸類型の人馬使用形態と継送り側（宿・助郷）の経済負担を構造的に考察³⁾しうるような史料は得られなかった。

そこで、林勇蔵が残した明治初年の一件文書を読み解くなかで、勇蔵家文書の関連史料や藩の郡奉行所が編纂した「小郡宰判本控」等の史料をあわせて、萩藩「宰判宿駅」の継送りをめぐる「諸相」の考察によりその固有性をとらえ、あわせてその意義についても考えてみたい。

一 幕末維新期の「宰判宿駅」財政問題

1 一件文書「津市宿人馬所賃銀仕詰」

林勇蔵家文書は現在、林家現蔵の八六点（「林家資料目録」、山口大学総合図書館所蔵の約五千点（林家文書目録データベース）のほか）、山口県文書館の諸家文書のうちに五一四点（所蔵文書データベース）が伝存する。「津市宿人馬所賃銀仕詰」は文書館所蔵のもので林勇蔵の手による袋入一件文書である。

袋表書には「明治四年未六月 元治元子年より明治式巳年迄六ヶ年分 南吉敷部津市宿人馬賃銀仕詰帳入袋」と墨書され、袋裏書に仕詰帳類の明細とその後明治一〇年（一八七七）にいたる間の書入れや貼紙による書込み等があり、二五点の文書が同封されている。これらはまだ詳細な整理がなされていないので、筆者の関心にそって分類を試みると、時期的には明治四年七月の廃藩置県前後にまたがり、大きく二つのグループに分けられる。

その一つが袋標題の構成史料で、明治四年六月作成の林勇蔵自筆による嘆願書控一冊と仕詰帳控三冊、及び若干の関連史料⁴がある。勇蔵はこの時期恵米方（慶応三年九月～明治四年九月）でかつ「諸郡勸農方大庄屋」（明治二年七月～五年四月）を兼務⁵していた。

この四冊には朱書で連番が付され、それぞれの表題に「南吉敷」、表紙に朱書で「未六月二十四日清書相調候分」「控」の書入れがある（二～四の表題年次は「未六月」）。四冊の番号と表題は次のよう

である。津市は小郡宿が設置された下郷（村）の市町で、藩政時代の宿駅の名称は、幕府道中奉行の事務必携『五駅便覧』等では小郡宿であるが、地域の伝存史料には小郡津市宿、あるいは津市宿と表記される。

- 壹 元治元子九月 津市人馬所諸村江引請候歎願控
- 貳 元治元子年より明治式巳年迄六ヶ年分 津市宿表方仕詰
- 参 元治元子年より明治式巳年迄六ヶ年分 津市宿正仕詰
- 四 元治元子年より明治式巳年迄六ヶ年分 津市宿表方仕詰正仕詰触込ミ人馬共ニ惣仕詰括り

また、袋裏書には次のように記されている。

- 壹 一 津市人馬所諸村江引請候歎願控 壹通（ママ）
- 貳 一 表方仕詰小帳六冊 控林良平所持
- 一 同断 括り手紙書壹通操帳ニして 壹冊
- 参 一 正仕詰小帳六冊 控林良平所持
- 一 同断 括り手紙書壹通操帳ニして 壹冊
- 四 一 惣括り手紙書壹通操帳ニして 壹冊

現物は四冊とも右の「括り手紙書壹通操帳ニして 壹冊」の形態である。これは一紙文書の料紙を貼り継いで折り畳み、右端に綴じ

紐を通して連続で頁を繰る形に綴じた「繰帳」に仕立てたもので、萩藩で「継立物」と呼ばれる特殊な形態の文書である。表方仕詰と正仕詰の元帳（小帳）は津市宿仕組方の林良平が保管していた。袋表書には「明治四未六月二十四日来栖少属様江差出ス」の書入れがある。廃藩置県はこの年七月一四日にまず四県（山口県と支藩三県）が設置され、十一月一五日に統合されて山口県が成立した。萩藩では明治二年（一八六九）一〇月宰判を「部」に、勘場を「部署」に改称していたが、廃藩置県後に部署の再編が行われ小郡部は「南吉敷部」となった。右の四冊は勇蔵が記録保存のため作成した「控」であり、「南吉敷」の表記は六月の時点ですでに改称のことが周知されていたものであろう。

袋入文書には、明治四年六月付け、大庄屋・本間治郎兵衛、恵米方・林勇蔵、証人庄屋部坂治兵衛・小野恒太郎連署の上申書「申上候事」（まへごころ）（まへごころ）（まへごころ））が在中する。勇蔵の朱書書入れによると、仕詰帳はその証拠書類として一件袋入れにして六月提出後、指摘された書類不備等を調べ、あらかじめ下書を内見に入れた上申書とともに一二月二四日手子田口平蔵に託し来栖少属に提出された。

従前の研究では右の四冊のうち一と二を昭和一四年山口県史編纂所が書写して合冊本に仕立てたものが用いられてきた。^⑧ 本稿は明治四年六月上申書の証拠書類として作成された原史料四冊によりながら、幕末維新期における小郡宿の継送りと宿駅財政の問題について考察を試みる。

2 元治元年九月「御手惱之姿」による仕組立
まず、四冊のうち一「津市人馬所諸村江引請候歎願控」は、三通の一紙文書の写しで構成されており、最初のものは次の難洪嘆願書である。

御願申上候事

小郡津市宿人馬継立尚又御用状諸御飛脚ニ至迄差出候儀ニ付、従来御仕組米銀被立下種々御仕組立被仰付、且々是迄無御間欠御役目相済来候所、素より困窮之市町少シ之甘も無御座候中より軒役目相勤、小躬之者何共難相凌、昨年以來者別而御通路繁ク、至当節二候而者人馬継立弥増、軒役目取続も相成不申必死之難洪、絶手段当惑仕候、此俣捨置候時者亡所躰も立行可申二付、此往如何様共宿方取続相成候様ニ御詮儀被仰付被遣候ハ、終ニハ成立之期も立至り可申様奉存候、於宿方も軒別毎月銀七匁五分宛貫立其余頭立候者中より者御見割を以当九月より来丑八月迄之間助銀仕度、右江対し一統御割戻し米之義ハ行形之通被立下候様奉願上候、御時節柄をも不顧御嘆申上候段奉恐入候得共、前断難洪之参り懸り被聞召上分格別之御全（詮）儀を以願之通被遂御許容被遣候様奉願上候、此段宜被成御沙汰可被下候、已上

元治元年子九月

この嘆願書は元治元年（一八六四）九月、宿場町津市の下ノ町・中ノ町・上ノ町・田町・新町の総代一〇名（各町二名）が津市所在の下郷庄屋・秋本治郎助、及び宿役人の年寄三名と目代一名に宛てたもので、大庄屋・林勇蔵及び津市仕組方四名（秋本七右衛門・本間治郎兵衛・長井孫右衛門・林良平）を経て小郡宰判算用方・野村平蔵へ提出された。

上述の明治四年上申書に「南吉敷御部津市宿百拾貳軒ニ而兼而御定人夫貳拾五人、馬貳拾五疋を以宿役相勤来」と、小郡宿は従前より宿駅常備人馬二五人二五疋の宿役を一一二軒で勤めてきたと明記されている。嘆願書の総代はこの「津市宿役軒」の代表である。

歎願の趣旨は「人馬継立」（特権通行継送り）と「御用状・諸御飛脚」（継飛脚等）の宿役を、従前から種々の仕組立（財政再建）による補償によってかろうじて勤めてきたが、文久三年（一八六三）攘夷戦以降の通行量激増による人馬継立増加により、ついにできかねる事態となり、緊急の難渋対策を願ひ出たものである。その場合、宿方は軒別に毎月銀七・五匁を出銀し、有力者からも向こう一年間助銀を抛出するが、宿役勤めの補償として現行（「行形」）の宿役軒割戻し米の継続（表2.3参照）を願ひ出ている。明治四年上申書は、「以前与違近年諸色騰貴ニ準シ人馬賃銀等三倍増ニも相成、其上攘夷已来上下之御通路繁ク相成」と、物価騰貴に伴う人馬賃銀の高騰も要因にあげている。

二通目の「御願申上候事」は、宰判の庄屋から選任され宰判諸村

への人馬割符等を担当した証人庄屋二名（岐波村庄屋・部坂治兵衛、二島村庄屋・小野恒太郎）が大庄屋・林勇蔵宛てに作成した上申書で、算用方・野村平蔵へ提出された。

趣旨は、津市宿の人馬継立は従来町（宿）人馬と宰判諸村の出入馬（在人馬）の区別（「地町之差別」）を立ててきたが、現在の形勢は参勤交代大名等の山陽道特権通行の激減により在人馬の継立が減少し、一方、宿方は萩藩家中通行増加により常備人馬の継立では対処できなくなつたため、やむなく諸村から通常のほかに「御手当人馬之名目」にして一昼夜詰めで五〇人五疋ずつを順番に出してきた。しかし、このままでは「宿方難渋丸々諸村江引請候道理」になり、諸村の「足役押シ」負担増加により「御百姓軒取続」もできない状況となる。そこで、諸村出人馬数が過去一〇年間の「人馬押高」（現高割符による石当たり人馬数）を越えないように、九月から「御手悩之御姿」による人馬継立を命じられたいというものであった。

三通目は次の「覚」で、宿方と諸村の双方からの歎願を受けて、大庄屋・林勇蔵と仕組方四名が算用方・野村宛てに上申した宿役人馬手当対策案である。

覚

小郡津市人馬継立行形を以軒役目相勤来、於諸村ニも公料御役人様・諸御大名様方御先触之次第を以時々送り人馬相勤来候参り懸り御座候、然所近来御通路多ク宿方下地困究之所、兼而

御仕組立等有之義ニ付、行形を以宿方ニも旦々相勤候内、借銀出来難洪弥増、昨年已来之變動何共難被相凌、差向所御手当之名目ニして昼夜詰人馬諸村より出勤被仰付候得共、是以不容易難洪千万之行掛り片時も難被捨置、双方より御歎申出候ニ付、私共仕組方御用掛り被仰付、左ニ一ツ書を以申上候事

一 宿方送り人夫定雇式拾人地町ニ而相定、順番を以為相持可申、一昼夜之持江対し飯米壹升宛立遣可申候事

一 宿方送り馬五疋手当置、順番を以為相持可申候、尤一昼夜定雇江対し銀壹匁宛心付遣可申候事

一 送り人馬津市宿・諸村之人馬立分行形之義者、京・公料家共ニ都而在人馬、諸大名様并御国御家来中様之義者御定人馬式拾五人式拾五疋を越候御先触在人馬行形御座候

前段京・公料家人馬弘行形与者乍申、御試相濟候上ハ公私御為筋之御全儀被仰付度候事

右廉々御伺申上候間、此段宜被成御沙汰可被遣候、已上

子九月

内容は宿役人馬の補強対策で、常雇い人足二〇人、馬五疋を手当し、それぞれ一昼夜の稼ぎに対し人夫一人飯米壹升、馬一疋銀一匁の心付銀を支給するというものであった。

最後の二つ書には小郡宿の現行の人馬継立方式について、「津市宿・諸村之人馬立分」、すなわち宿役人馬と諸村出人馬の遣い分けは、

京家・宮家及び公料役人通行（幕府御用・幕府領役人）はすべて諸村出人馬（「在人馬」）で継送り、参勤交代諸大名及び萩藩家中通行は先触人馬のうち宿駅常備二五人二五疋までは宿役人馬、それを越えた場合は諸村の出人馬で継送ることを記している。

表向きの方針はあくまで「在人馬・町人馬之境屹度相立居」（明治四年上申書）としながら、内実は対象通行によって区別し、在人馬による宿役の補完が図られていた。萩藩においても長崎奉行等の主要な幕府御用通行は先触状で発注の人馬数を大きく越えて大規模な継送り人馬を使用し、かつそのほとんどを無賃御馳走人馬として使用することが慣例となっていたが（表16参照）、小郡宿ではその継立を諸村の出人馬で勤めてきた。このことは人馬賃銀負担もまた「諸村江引請候」事態となっていたことを意味する。「公私御為筋之御全（詮）議」を命じられたりとは、新たな仕組立にあたり、このような諸村出人馬による継立の再検討を上申したものである。

3 人馬賃銀仕組立仕詰と不足銀対策

この一連の歎願の結果、前掲明治四年上申書によれば、次のように小郡宿仕組立が行われることになった。

宿軒別より月別銀七匁五分宛出銀之外者諸村江引請ニ被仰付、右ニ付於部署ニ御手惱之姿ニして御手子壱人・仕組方三人被差出仕組立御編立、日々御勘定相成、先為御試壹ヶ年々之年

限を以津市宿御定之式拾五人式拾五疋之人馬遣御目論見之前を以年々仕詰相調郡用所江差出、右津市宿人馬二当候

すなわち、元治元年（一八六四）九月から宰判（明治二年一〇月部署）懸案（「御手惱之姿」の仕組立となり、小郡宿の役軒別から月別七・五匁を出銀、その外は諸村出銀を命じられた。そして、藩の下役人「手子」の一名増員と、地方役人の「仕組方」三名による編成で日々人馬賃銀の「現払」による算用にあたり、一年の年限で仕詰を継続し、宿役二五人二五疋の人馬遣いを目論見とした仕詰結果を毎年郡用方（旧代官）へ提出した。

小郡宿の従前からの「借銀出来難洪弥増」（前掲大庄屋・仕組方連署「覚」という状況のもとで実施された仕組立初年度の人馬賃銀仕詰の結果は、次のような大庄屋の借銀願い継続による不足銀対策を必要とするものとなった。

まず、慶応元年（一八六五）一二月付けで大庄屋・林勇蔵から算用方・寺島次郎、代官・北川清助を経て郡奉行・玉木文之進宛てに二通が提出されている。一通は宰判有徳人からの献納銀七五貫のうち、一〇貫六二二匁七分二毛を慶応元年返済分に当て、残り六四貫三七七匁余式分九厘八毛を「繰巻銀」とする貸延願¹²である。

もう一通は元治元年分の人馬継立小割帳一五冊計三三貫八一三匁一分二厘五毛の支払いを右の「繰巻銀」で当てたが、不足銀の取替手段もなく、「払切」（差引ゼロの意、田中誠二氏の教示による）に

して銀六四貫余をさらに貸延とする次のような願書である。¹³

右小郡御宰判津市宿年来御通路繁ク、追々被入御手迄仮成取続仕来候所、一昨年来不容易御時節二相成、如何様にしても宿持続不得仕段宿方より去夏御断申出、御詮義之上、差向所去子九月より御代官所御手惱之筋を以、増御手子并仕組掛り之者三人被差出、日々現払にして人馬継立之御目論見被仰付、定法人足式拾五人居置、忝人日別忝升飯米立遣、所勤里数二応シ忝里凡七八分之校了¹⁴を以後銀立遣候、馬之儀者式拾五疋を日々五疋宛詰置、日別飯米式升宛立遣、日々式拾疋之馬者何時之御用ニ而茂御間欠ニ不相成様掛高致候二付、月別忝升宛立遣、所勤里数二応シ忝里凡忝匁五六分之校了を以後銀立遣候仕組相立、子ノ九月より丑八月迄別紙小割帳十五冊之前、下地定法立之米銀差引ニして不足銀前書之通、何さへ取替払可仕廉無御座候二付、去子暮御願申出候小郡御宰判有徳人より献納銀仕詰残六拾四貫三百七拾七匁式分九厘八毛当丑暮調ニして御貸付寅暮迄御貸延被仰付候様、旁宜被遂御詮儀被成御沙汰可被遣候、以上

丑（慶応元）十二月

大庄屋

林 勇蔵 印

寺島次郎殿

これによると、元治元年仕組立の目論見による宿役常備人馬二五

人二五疋の手当は、人足二五人を定置し日当一人飯米壹升を支給、賃銀は「所勤」(実際に従事した継送り)里数に応じ一里につき銀七、八分を後銀払いとした。馬は日々五疋詰にして常時二〇疋を手配できるように「掛高」(後述する現石当たり人馬押高)により配置し、日当は人足二人分相当の一疋飯米二升、これに毎月手当米一升を支給し、「所勤」に対しては人足の倍額銀一匁五、六分を後銀払いとした。しかし、このような人馬賃銀仕詰の結果は、定法の米銀補償を当てても計三三貫八一三匁余に上る不足銀となった。

ちなみにこの仕組立不足銀は次項で述べる元治元年分「表方仕詰」(請払)不足銀(払過)と一致し(表1—⑨及び表2「残」①)、後述するように慶応二年には「諸郡御押し」による全額補償がなされた(表4)。田中誠二氏によれば、萩藩の「元治元年請払」において、「諸郡宿仕組引当」は銀一〇〇〇貫目(「払」総額の約三・五%)に上っている。小郡宿をはじめ藩内宿駅の仕組立仕詰の手当に用いられたものであろう。

銀六四貫余の貸延「願継」はその後慶応三年まで継続され、同年一二月大庄屋・林勇蔵は当郡においては「御救頼母子甘(ゆとり)も御座候」と、「御救頼母子取当米」のうち米二〇〇石を新たに「定払修甫」の費目に立て返済に当てる対案を願ひ出て許可された¹⁷⁾。

小郡宰判「諸修補請払算用一紙」¹⁸⁾には、慶応四年分から「御頼母子米之内式百石御払切ニして被立下、人馬所御手悩ニ被仰付候間、繰巻銀ニして被差置、遣方之儀者御代官所江被相任との分」とあり、

頼母子米二〇〇石の売却額に「五朱」(五%)の利子貸付で運用され、同年分五二貫余、翌明治二年分五五貫余、三年分五七貫余が計上されているが、使途は不明である。

萩藩では文久三年四月藩庁の山口移転後、同五月からの攘夷戦、翌元治元年五月の下関戦争、同八月第一次長州征討とその後の内乱、慶応元年六月八月の第二次長州征討(四境戦争)が続き、「津市宿人馬継立不一方次第」(明治四年上申書)という時期であった。

4 小郡宿人馬賃銀仕詰(元治元々明治二年分)

—「表方仕詰」「正仕詰」「惣仕詰」三帳の分析—

一件文書「津市宿人馬所賃銀仕詰」のうち、一「表方仕詰」、三「正仕詰」、四「惣仕詰括り」三冊の仕詰帳は、元治元々明治二年の六年分(会計年度は九月々翌年八月)の仕組立米銀による請払決算書である。仕詰帳の骨子を把握するためこれらを表1に一括表示した。米高は地下和市値段で銀価に換算されている。

表示のように「表方仕詰」と「正仕詰」には、それぞれ「臨時人馬賃」と「触込み人馬賃銀」が加えられて二つのグループに分けられ、それぞれ請払を行ったうえで、さらに両者間の不足額によって総決算が行われている。この形式は実は二「表方仕詰」帳全体の請払計算様式でもある。三「正仕詰」帳には元治元年分のみ明細内訳が示され、慶応元年分以降は請払総額のみ記載である。そして、その請払結果の不足額のみが「表方仕詰」帳に記載されている。四「惣

仕詰括り」帳は表題に「津市宿表方仕詰・正仕詰・触込み人馬共二物仕詰括り」とあるが、「臨時人馬賃」「触込み人馬賃銀」ともに明細が記されている。

毎年の差引は、「表方仕詰」不足銀に「臨時人馬賃」を加えた不足銀（表1のグループ1）と、「正仕詰」不足銀に「触込み人馬賃銀」を加えた不足銀（表1のグループ2）との間で行われ、「物仕詰括り」としての不足銀（表1⑮）が算出されている。「惣仕詰」はこのような二重の不足銀算用が組み立てられたものである。

それでは「表方仕詰」と「正仕詰」の違いはどこにあり、両者間の決算は何を意味し、惣仕詰括りはどのような意図によるものであろうか。

両仕詰帳の請払費目の明細は元治元年分のみの記載である。幸い慶応元年分については、慶応二年八月「人馬所仕組方」二名が作成した慶応元年分「津市宿御仕組米銀仕詰帳」^⑮が伝存しており、請払額を照合すると表1の「正仕詰」と一致する。そこで、元治元年分については「表方仕詰」と「正仕詰」の明細を表2に、慶応元年分は「正仕詰」の明細を表3に示した。

まず、元治元年分については、表示のように、小郡宿仕組立ての請米・請銀の経常費目は「表方仕詰」・「正仕詰」ともに共通している。宰判の郡村費諸経費（表中の郡配当、定払修甫、小貫、弥延^{ちのへ}、弘延^{やのへ}）によるものは諸送り（継送り）、御用物無賃送り（継飛脚）、宿馬の補償手当、目代所入目、旅人宿心付、人馬所肥し代にわたり、こ

れに宿役目一一軒からの出銀（軒別一か月七・五匁）、津市宿足役押しによる貫立（取立）、有徳人（頭立候者）及び隣接三町（蔵敷、柳井田、東津）からの助成銀、魚糶座の運上銀、諸所揚荷口銭（上前）による助勢銀が加えられた。

払米・払銀も「表方仕詰」「正仕詰」に共通の経常費目として、宿役人（年寄・目代）の給米・筆紙墨料・筆者（年寄元の書役）手当米、目代所諸入目、宿役補償の一一軒出銀割戻し米、人馬所詰夫・詰馬及び小遣の飯米と賃銀、人馬所諸入目がある。人馬所詰夫・詰馬は「表方仕詰」帳に「詰夫二五人」「詰馬二五疋」と宿役人馬数分であることが明記されている。

ただし、「表方仕詰」と「正仕詰」の大きな違いは、宿役勤めの人馬への飯米・賃銀支払額で、「表方仕詰」の飯米は「正仕詰」の七倍、賃銀は逆に「正仕詰」のそれが「表方仕詰」の六・七倍、かつ「後銀」とあり、宰判諸村の貫立（取立）が当てられている。

ちなみに「津市宿人馬所賃銀仕詰」の袋に大庄屋・林勇蔵作成の「津市人馬所後米銀二して諸村より貫立米銀請払帳」（註4）が同封されている。これによると元治元々慶応二年分の地下貫立（小貫）は、米方は石当り一合（慶応元々二）、銀方は同じく三分（元治元々慶応二年）で、使途は人馬所の人夫飯米、人馬賃銀、仕組方・林良平のほか手子・目代二名の「人馬所出勤心付」等であった。

慶応元年「正仕詰」についても基幹の経常費目は元治元年とほとんど同じで、外に本勘（藩庫支弁）による目代給米の請払、宿方諸

入目（注記の当該小割帳によると主に萩藩・支藩家中分）の払いがみられる程度である。ただし、元治元年分では「表方仕詰」「正仕詰」とともに「時々人馬雇揚賃銀」の請払があるが、慶応元年分「正仕詰」では、仕組方作成の雇人馬賃銀小割帳二冊分、計銀三貫六九九匁三分は計上されていない（表3、注2）。その事情は不明である。

なお、表2・3の原史料には「正仕詰」請払において米方不足米を銀価に換算して銀方の払いに含め「正仕詰」不足銀（表1の⑫）とする算用は示されていない。「正仕詰」帳の原型様式なのであろう。それでは「臨時人馬賃」と「触込人馬賃」がそれぞれ「表方仕詰」と「正仕詰」に振り分けられた意図は何であろうか。

「表方仕詰」不足銀は、元治元子年分の当該箇所に「津市人馬所子九月より丑八月迄御手悩之筋ニして式拾五人式拾五疋之表方勘定小割帳を以諸郡御押し申出候分」と記され、表4のように「諸郡御押し」によって小郡宰判へ全額配符された。上述の藩の公費「諸郡宿仕組引当」銀によるものであろう。

「表方仕詰」不足銀に加えられた「臨時人馬賃」は、元治元年分の当該箇所に「臨時御通路之廉を以同断（小割帳を以諸郡御押し申出候分）」と記され、「臨時通行人馬賃」として同様の手続きで公費による全額配符がなされた。

これらの小郡宰判への配符時期は表示のように、元治元・慶応元年分は慶応二年暮、慶応二年分は翌三年暮、慶応三・四年分は明治二年暮、明治二年分は翌三年暮と四年七月の両度にわたって行われ

た。結局、元治元々明治二年分の六年の累計額では、「表方仕詰」不足銀四二一貫四七五匁余、「臨時人馬賃」七〇貫六五匁余、合計四九一貫五四〇匁余に上った。

一方、「触込人馬」は「惣仕詰括り」の元治元年分の当該箇所に「同断（津市人馬所）定人馬式拾五人式拾五疋正仕詰之外地下江触込人馬」とあり、継立人馬が宿役二五人二五疋を越えた場合に宰判諸村へ割符されたものである。六年間の累計では人足三万六六三一人余、馬三六五一疋、人足換算で四万四九三三人余に達した。

「正仕詰」不足額（表1—⑫）に加えられた「触込人馬賃」は、表1に示したように、馬一疋を人足二人に換算し「人足単」にして人別平均一人一五匁で算用され、「其年之益暮両度二石貫ニして足銀払相成居分」、つまり宰判諸村の「足役押し」により夏と暮に現石高に賦課して石当りの貫立により負担したものである。六年間の累計で銀八二三貫九五六匁余、藩が補償した「表方仕詰」不足銀と「臨時人馬賃」の一・三倍余に達する高額賃銀であった。

このような仕詰の組立てによる請払算用の結果、宰判の不足銀は表1—⑮のように、慶応二・明治元年分は計四貫九五四匁余の黒字、そのほかは赤字となり、元治元々明治二年分の六年間の累積不足額は三三三貫四一五匁八分六厘四毛に達した。年別では元治元年がその七一%余を占め、前年からの「異変」の衝撃が伺われる。ちなみに、萩藩の御買米値段は元治元年一四七・三匁、その後明治二年には六一七・三匁まで高騰したが、仕詰帳作成時の明治四年は二六四・

表1 元治元～明治2年分小郡宿人馬所人馬賃銀仕詰（「表方仕詰」「正仕詰」「惣仕詰」）

内 訳		元治元子年分	慶応元丑年分	慶応2寅年分	慶応3卯年分	明治元辰年分	明治2巳年分	計	
表方仕詰									
1	請米	①諸仕組米請高 計	石 74.64015	70.94712	62.17633	38.42000	38.42000	38.42000	323.02360
		②諸仕組米諸払 計	石 204.66150	185.11025	173.64400	161.84750	147.90000	148.25000	1,021.41325
		③差引 払過(不足) ①-②	石 130.02135	114.16313	111.46767	123.42750	109.48000	109.83000	698.38965
		④諸村より助情米	55.30000	—	—	—	—	—	55.30000
	⑤差引 払過(不足米)③+④	74.72135	114.16313	111.46767	123.42750	109.48000	109.83000	643.08965	
	⑥同上、代銀(米方不足銀) (地下和市值段)	匁 19,307.84200 (0.387石/100目)	59,364.827 (5.2匁/1升)	61,307.218 (5.5匁/1升)	46,902.45000 (3.8匁/1升)	71,162.00000 (6.5匁/1升)	65,898.00000 (6.0匁/1升)	323,942.33700	
	請銀	⑦宿方へ請銀 計	匁 16,711.13800	14,842.52600	13,065.17000	11,586.48800	27,159.37700	28,584.64000	111,949.33900
		⑧宿方諸払銀・米方不足銀	匁 50,524.26300	84,027.43700	83,955.64800	89,815.31000	114,802.75000	110,299.27000	533,424.67800
	⑨差引 払過(不足銀) ⑦-⑧		匁 33,813.12500	69,184.91100	70,890.47800	78,228.82200	87,643.37300	81,714.63000	421,475.33900
	⑩臨時人馬賃(配符)		匁 15,283.14300	24,513.56500	18,789.89200	9,294.86000	2,183.58000	—	70,065.04000
⑪ 計 ⑨+⑩		匁 49,096.26800	93,698.47600	89,680.37000	87,523.68200	89,826.95300	81,714.63000	491,540.37900	
正仕詰									
2	請米	1諸仕組米請高 計	石 74.64015	71.84163	63.16084	77.69084	82.09084	79.89084	449.31514
		2諸仕組米諸払 計	石 108.94150	112.21856	110.10547	118.11470	120.37371	103.50144	673.25538
		3差引 不足	34.30135	40.37693	46.94463	40.42386	38.28287	23.61060	223.94024
		4諸村申合、目代兩人増米	—	—	—	3,246.49	3,246.49	3,246.49	9,739.47
		5不足米 計	石 34.30135	40.37693	46.94463	43.67035	41.52936	26.85709	233.67971
		6同上、代銀 (地下和市值段)	匁 8,863.39800 (0.387石/100目)	20,996.00300 (5.2匁/1升)	25,819.54600 (5.5匁/1升)	16,594.73300 (3.8匁/1升)	26,994.08400 (6.5匁/1升)	16,114.25400 (6.0匁/1升)	115,382.01800
	請銀	7諸仕組銀請銀 計	匁 16,711.13800	12,763.52000	13,348.58000	25,111.95500	37,492.65000	39,614.62000	145,042.46300
		8諸仕組銀諸払 計	匁 27,601.93800	23,841.39000	24,404.62000	32,463.42000	38,780.99000	47,520.33000	194,612.68800
		9差引 不足銀	匁 10,890.80000	11,077.87000	11,056.04000	7,351.46500	1,288.34000	7,905.71000	49,570.22500
	⑫正仕詰不足銀 計 6+9		匁 19,754.19800	32,073.87300	36,875.58600	23,946.19800	28,282.42400	24,019.96400	164,952.24300
⑬触込み人馬賃銀(1人15匁)		匁 269,895.00000	100,905.00000	49,815.00000	103,014.00000	59,580.00000	75,795.00000	659,004.00000	
人足数		人 14,679	5,221	2,765	5,935.6	3,610	4,421	36,631.6	
馬数		疋 1,657	753	278	466	181	316	3,651.0	
同、人足換算(1疋2人立)		人 3,314	1,506	556	932	362	632	7,302.0	
計		人 17,993	6,727	3,321	6,867.6	3,972	5,053	43,933.6	
⑭不足銀 計 ⑫+⑬		匁 289,649.19800	132,978.87300	86,690.58600	126,960.19800	87,862.42400	99,814.96400	823,956.24300	
⑮差引 ▲不足 ⑭-⑬		匁 ▲240,552.93000	▲39,280.39700	2,989.78400	▲39,436.51600	1,964.52900	▲18,100.33400	332,415.86400	

注) 1. 本表は、山口県文書館所蔵林家文書の元治元～明治2年「南吉敷部津市宿人馬賃銀仕詰」(整理發仮表題)の次の構成史料による。
 ①明治4年6月「元治元子年より巳年迄六ヶ年分 津市宿表方仕詰 南吉敷」(控 二)
 ②明治4年6月「元治元子年より巳年迄六ヶ年分 津市宿正仕詰 南吉敷」(控 三)
 ③明治4年6月「元治元子年より巳年迄六ヶ年分 津市宿表方仕詰・正仕詰・触込み人馬共ニ惣仕詰括り 南吉敷」(控 四)
 2. 銀換算は各年の地下和市により算出されている。元治元年は「南御買値段」。
 3. ⑧の請払銀高と米方不足銀の内訳は元治元年のみの記載で、その他の年次分は不明である。

表2 小郡宿元治元年份「表方仕詰」と「正仕詰」

		内 訳		備 考
請払	表方	正仕詰	米・銀高	
			石	
			14.67000	宿方諸送りへ対し定弘修甫より定法被立下分
			0.40500	目代所諸入目、定弘修甫より定法被立下分
			1.35000	宿方諸送りへ対し小貫帳より定法被立下分
			0.15000	旅人宿心付米、小貫帳より定法被立下分
			10.06733	勘場元御用達多につき恩米配当より定法被立下分
			0.06400	目代所筆墨紙料、弥延定法之内より請
請米			22.40000	宿馬へ対し米280石修甫方預り利米被立下分
				天保14年より8朱利
			23.23382	勘場元ニ付足役多ク、并東津定渡船難洪へ対シ、下郷配当の内足役除高1500石、内500石東津組引残り1000石、津市宿へ子秋足役控、地下より貫立分
			0.60000	宿引続町並につき諸商へ対シ蔵敷町軒より津市宿へ助情分
			0.70000	同上、柳井田町より津市宿へ助情之分
			1.00000	同上、東津町より津市宿へ助情之分
	計	計	74.64015	[表方仕詰・正仕詰共通]
			3.16000	年寄1人給米、筆墨紙料、現勤2人、仕組米より定法被立下分
			0.88000	年寄元へ筆者1人給米之心持、仕組米より定法被立下分
			2.50000	目代給米及び(筆紙墨料等)、定法被立下分
			0.06400	目代所筆墨紙料、弥延定法帳より被立下分
			0.40500	目代所諸入目、定弘修甫より定法被立下分
			33.41250	子9月～丑8月宿役111軒3.75合より出銀の分、宿方難洪、軒宿目成立のため追々の振合を以て割戻し米被立下分
	計	計	40.42150	[表方仕詰・正仕詰共通]
			96.00000	子9月～丑8月詰夫25人被立置候分、384日分飯米
			38.40000	子9月～丑8月詰馬25疋被立置候分、384日分飯米
			26.00000	子9月～丑8月詰馬20疋当被代
			3.84000	子9月～丑8月小遣1人飯米
	計		204.66150	[払米①計+表方仕詰計164.24石]
	残		130.02135	[表方仕詰] 差引払過
	内		55.30000	津市人馬所へ諸村より助情の分立用
	残		74.72135	[表方仕詰] 差引払過
				南御買値段3.87斗替にして銀19307.842匁
			67.92000	子9月～丑8月詰夫・詰馬飯米、馬士飯米、人馬所小遣飯米
			0.60000	人足之者へ心付分
		計	108.94150	[払米①計+正仕詰計68.52石]
	残③		34.31350	[正仕詰]「差引不足
			匁	
			76.80000	御用物無賃送りへ対し修甫方預り銀へ利銀年々被立下候分
			10.859.06200	子9月～丑8月宿役目111軒(3.75合)、1年分、宿中表軒数137、内16.5軒先年より宿役免除、残り120.5軒、本軒にして111軒
			128.97600	丑春町並之軒より月行司心付として行形を以貫立分
			1,200.00000	年々魚雜糶座より市中助情之分
			2,750.00000	宿方御手脇之姿ニ被仰付、頭立候者より子秋助情分
			57.10000	子10月～丑4月諸所揚荷上前分
			74.00000	子9月～丑8月人馬所肥代
			1,565.20000	子9月～丑8月時々人馬雇揚賃銀請
	計	計	16,711.13800	[表方仕詰・正仕詰共通]
			2,602.52100	子9月～丑8月詰夫・詰馬賃銀、人馬所小遣賃
			960.00000	子9月～丑8月人馬所小遣1人、384日分
			2,628.70000	子9月～丑8月人馬所諸入目
			1,565.20000	子9月～丑8月時々雇揚人馬賃銀
			19,307.84200	米方差引不足分(74,721.35石)代銀
	計		50,524.26300	[表方仕詰]
	残①	残	33,813.12500	[表方仕詰] 差引払過
			23,836.99800	子9月～丑8月詰夫・詰馬後銀、人馬所小遣賃銀
			1,938.80000	人馬所入目
			1,565.20000	子9月～丑8月時々人馬雇揚賃
			110.94000	迷惑者その外
			150.00000	8月15日人馬賃銀
	計		27,601.93800	[正仕詰]
	残②	残	10,890.80000	[正仕詰] 差引不足

注) 1. 本表は表1の注1-①の史料による。
 2. [] は筆者注。

表3 小郡宿慶応元年分「正仕詰」

内 訳		備 考	
請払	米・銀高 摘 要		
請米	石		
	14.67000	諸送りへ対し定払修甫より仕組米被立下分	16石3斗を1歩引
	1.35000	諸送りへ対し小貫帳より被立下分	1石5斗を1歩引
	10.06733	小郡津市勘場元御用繁多、恩米配当より被立下分	御用箱持2人・御用物送り夫1人分
	0.98451	本米目代給米、本勘より請	1.0939石を1歩引
	0.06400	目代所筆墨紙料、弥延定法帳より請	
	0.40500	目代所諸入目、定払修甫より請	銀25.55匁を定和市2石替、米0.45石を1歩引
	0.15000	旅人宿心付米、小貫帳より請	
	22.40000	宿馬へ対し修甫方預り米宿方へ渡方之分	280石の8朱利米
	0.60000	津市宿引統之町並、藏敷町軒より助情之分	先勘辻
	0.70000	柳井田町より同上	
	1.00000	東津町より同上	
	19.45079	津市宿方足役除高1500石の内500石東津組へ除け、残り1000石津市宿へ当丑秋足役拝、貫立之分	出米高1石につき1.945升余
	71.84163	小計	
払米	3.16000	津市年寄給米、筆紙料、2人分	給米1.2石を1歩引1.08石、筆紙料0.5石
	0.88000	年寄元へ対し筆者1人、定法心付米	
	2.50000	目代給米及び(筆紙墨料等)、定法被立下分	給米18石を1歩引、1.62石+0.88石
	0.98451	本米目代給米被立下分	1.0939石を1歩引
	0.06400	目代所筆墨紙料、弥延定法帳より被立下分	
	0.40500	目代所諸入目、定払修甫より定法被立下分	銀25.55匁を定和市2石替、米0.45石を1歩引
	16.70625	宿役111軒、軒割1年分出銀の分、宿方難渋により宿役勤め成立のため割渡し	111軒3.75合、軒別1か月7.5匁、1年90日、出銀10貫023.75匁、丑12月軒割米1.5升割戻し
	81.30000	人馬所詰夫飯米・詰馬飯米、人馬所小遣飯米	別紙小割帳之前(642-3)
	2.95000	人馬所諸入目小割帳の内より払渡し被仰付分	小割帳(642-7)
	2.05531	先勘子年分津市宿除高1000石へ当庄屋元より払出	半途当勘仰付、317.666匁を当和市0647升替
	1.21349	当勘丑年分、同上払い銀	317.666匁を当和市0.382升替
	112.21856	小計	
	残	40.37693	差引不足
請銀	匁		
	76.80000	御用物送り無賃へ対し修甫方預け銀被立下候分	10280目定法6朱利銀
	10.023.75000	宿役目軒111軒の軒別1年分取立	3.75合、軒別1ヶ月7.5匁、1年90日
	1.200.00000	年々魚糶座より市中へ助情之分	
	128.97000	寅4月町並現軒より春貫立年寄元より差出候分	
	74.00000	丑9月～寅8月人馬所肥代之分	
	1,260.00000	宿方御手悩之姿、丑12月中頭立候者助情銀差出	小割帳之前
	12,763.52000	小計	
払銀	20,727.21000	丑9月～寅8月詰夫・詰馬後銀、人馬所小遣賃銀	別紙小割帳之前(642-3)
	602.40000	丑9月～寅8月宿方諸入目	別紙小割帳之前(642-6)
	2,511.78000	丑9月～寅8月人馬所諸入目	別紙小割帳之前(642-7)
	23,841.39000	小計	
残	11,077.87000	差引不足	

注) 1. 本表は山口大学図書館所蔵林家文書の次の史料(619-21)による。
 ・作成年月、作成者(差出):慶応2年8月、人馬所仕組方・林良平、本間治郎兵衛
 ・表題:「慶応元丑九月より同式寅八月迄、津市宿御仕組米銀仕詰帳、仕組方」(六冊内)
 2. 6冊から成る仕組方作成の他の史料は次のものである。但し、642-4、5は計上されていない。
 ・642-3:「人馬所大払其外月括り帳」(計米81.3石、銀20,727.21匁)
 ・642-6:「宿方諸入目月別附立」(計銀602.4匁)
 ・642-7:「人馬所諸入目月別附立」(米2.95石、銀2,511.78匁)
 ・642-4:「人馬所賃揚賃銀月括附立」(計銀2,071.5匁)
 ・642-5:「人馬所觸込賃銀月括り附立」(計銀1,627.8匁)
 3. 表2と本表に共通する萩藩の用語の意味は次のとおり(石川卓美編『山口県近世史研究要覧』、田中誠二『近世の検地と年貢』)。
 ・和市:わし、相場の意。定和市は公定相場の意。
 ・定払修補:じょうばらいしゅうは、宰判に設定された基本的な修補米銀で宰判の諸経費や救済の経費に充てられた。
 ・弥延米:やのべまい、萩藩郡村費のうち郡配当(郡費)及び弥延払(村費)の財源。年貢米納入のさいの枡根(ますあい)、枡容量と量り方の違いによる名目値4斗と入実の差)から延米(領主取分3%)を取り去った残りが弥延米にあてられた。
 ・小貫:こつなぎ、貫は繫(つなぎ)の宛字、萩藩郡村費の補足として徴取された租米、弥延米の不足により勘場小貫(かんばんこつなぎ、郡費)及び地下小貫(じげこつなぎ、村費)が石高割で徴収された。
 ・足役拝:あしやくならし、萩藩郡村費のひとつで本来は夫役であるが、現人夫の徴発から米銀納化に移行した。

表4 小郡宿仕組立仕詰「諸郡(部)御押し」配符額 (元治元～明治2年分)

(単位: 匁)

仕詰年次	津市人馬所仕詰			配符額	配符時期等
	表方仕詰不足銀	臨時人馬賃銀	計		
	表1-⑨	表1-⑩	表1-⑪		
元治元子年分	33,813.125	15,283.143	49,096.268	49,096.268	「諸郡御押し申出候得共、丑年分ニ而ハいた不被立下分」 慶応2年暮配符。
慶応元丑年分	69,184.911	24,513.565	93,698.476	142,794.744	「子・丑両年分寅暮ニ至リ、諸郡御押しを以、南吉敷御部江三ヶ年目暮ニ至リ被立下分」 慶応2年暮配符。
慶応2寅年分	70,890.478	18,789.892	89,680.370	89,680.370	「寅年分卯暮ニ至リ、諸郡御押しを以、南吉敷御部江被立下分」 慶応3年暮配符。
慶応3卯年分	78,228.822	9,294.860	87,523.682	87,523.682	「卯年分を辰暮御押し江御願申出間ニ合不申、巳年分ニて被立下候様相成候分」 明治2年配符。
慶応4辰年分	87,643.373	2,183.580	89,826.953	[177,350.635]	「卯・辰式ヶ年分申出額」 「諸郡御押しを以、巳暮被立下分、兩年申出之内6308.5匁執れ之廉ニ而ふと【不図】減居候事」 明治2年暮配符。配符額減少の事由不明。
				173,042.135	
明治2巳年分	81,714.630	—	81,714.630	81,714.630	「巳年分午暮ニ至リ、諸郡御押しを以、南吉敷御部江被立下分、午暮・未七月両度ニ地下江不残割戻候分」 明治3年暮配符。同3年暮・同4年7月の両度諸村へ割戻し。
計	421,475.339	70,065.040	491,540.379		

注) 1. 本表は、山口県文書館所蔵林家文書、「南吉敷部津市宿人馬賃銀仕詰」(表1-注1)の次の構成史料による。
 ・明治4年6月「元治元子年より巳年迄六ヶ年分 津市宿表方仕詰・正仕詰・触込ミ人馬共ニ惣仕詰括り 南吉敷」(控 四)
 2. 明治2年10月宰判から「部」に改称され、小郡部はさらに廃藩置県後の明治4年9月南吉敷部に改称された。

六匁^②で、右の小郡宿累積不足銀は米一二五六石余にあたる。
 林勇蔵は「惣仕詰括り」帳の帳末に、この六年間の累積不足銀は宰判諸村の出銀で賄ったものであり、毎年五五貫四〇〇匁余の負担に相当すると、次のように書き記している。

残 三百三拾貳貫四百拾五匁八分六厘四毛

右津市宿南吉敷部中江引請候ニ付、宿御定人馬之外子年より巳年迄六ヶ年之間出銀之内ニ而、諸郡御押江被申出候分ハ小割帳を以申出被立下分引残、右之辻出銀ニ相成、年別五拾五貫四百目余ニ当ル

これとは別に、「津市宿人馬所賃銀仕詰」の袋入文書に勇蔵自筆の「覚」一通がある。切紙の前半に慶応元々明治三年分人馬賃銀の小郡宰判貫立分と「諸郡御押し」による配符額(表8参照)、後半に元治元々明治二年分の惣仕詰年次別不足銀(表1-⑩参照)を記している。そして、三三三貫余の累積額に「津市宿定人馬之外触込人馬賃銀、南吉敷御部中にて六ヶ年ニ諸部江不拘難出銀仕候分」と書込みがある。三三三貫余は宿役超過分を勤めた小郡宰判(南吉敷部)諸村出人馬の六年間の人馬賃銀不足額であり、「諸郡御押し」による配符にあずかることなく小郡宰判諸村が「難出銀」したものにほかならないといわば注釈である。そこに、直ちには理解しがたい「表方仕詰」と「正仕詰」の組立てによる二重構造の請払仕

詰を構成した意図が込められているのではないだろうか。

二 宰判「宿駅・助郷」の人馬割符方式と賃銀負担方式

1 「宰判助郷」の「諸村人馬押し」

萩藩本藩領の山陽道宿駅である「宰判宿駅」では、特権諸通行の人馬継立（継送り）は宿駅所在の「宰判切」出人馬によって行われた。宰判は地方支配の行政区であるが「郡」と同意に解釈される。

「宰判切」による人馬継立は萩藩主の参勤交代通行において山陽道宿駅の人馬割符方式として行われていたもので、『萩藩四冊御書附』の「地下諸沙汰記 明和三年」所収「御上下の節人馬賃銀の事」に示されている。すなわち、従前「三田尻より高森之間之儀は、人馬纒之儀ニ付其才判切之出人馬ニて送り相勤来」、「御蔵入・給領石高二応し現人馬差出」とあり、継立人馬は宰判の現石高に割符し「宰判切」の継送り人馬で管轄内の輸送を行う方式であった。

山陽道の特権諸通行の継送りについても同様に、「宰判宿駅」では「宰判切」出人馬による継送り方式が行われた。このことは前稿において「文政四年長崎奉行通行一件」（山口県文書館所蔵）により小郡・船木・吉田宿の具体例によって示した²³。また、表5・6によって、その後幕末維新期においても、「諸送り人馬押し」あるいは「諸村人馬押し」として、宰判ごとに年度単位で現石当たりの出人馬の割符が行われたことを確認できる。

表5は林勇蔵が上中郷庄屋時代の天保末〜嘉永初年に記録したもので、この時期は山陽道の幕府御用・参勤交代大名等の特権通行継送りへの出人馬であった。「人馬押し」は小郡宰判の現石高一〇〇石当たり人足八〜一七人強、馬一〜二疋強、出人馬数は弘化期後半が最多で約八七七〇人・二〇五〇疋、年間平均ではほぼ六七一〇人・七七〇疋の規模であった。上中郷分については個々の通行への出人馬の割符が畔頭の組別に行われており、上中郷分の石当たり割符人馬数と出人馬数の過不足は次年度以降で清算算用が行われている。

また、表6は第二次長州征討（四境戦争）直後の慶応元年分の人馬割符で、萩藩家中等の自国藩内通行の継送り出人馬であった。小郡宰判の現石高一〇〇石当たり人足一一人強、馬一疋強、割符人馬数は計六〇八六六・七三七疋で、宰判内諸村の出人馬数の過不足調整が行われている。出人馬の規模は人足換算（馬一疋⇨人足二人）で七五六〇人となり、表1―⑬の「触込み人馬数」よりも八三三人多い。宿駅の継送り従事のほかに藩役人の来村等さまざまな「足役」に従事したものも含まれているのであろう（註「39」参照）。

ただし、天保末〜嘉永初年に比べると、出人馬の規模は石別・割符数ともむしろ若干減少している。勇蔵の残した「諸送り人馬押し」の記録は弘化期をピークとした特権通行量増大が元治元年仕組立を必要としたことを伺わせる。

このような宿駅所在宰判の「宰判切」出人馬とそのため「諸村人馬押し」は、宰判全村が宿駅常備人馬（小郡宿二五人二五疋）の

表5 小郡宰判「諸送り人馬押シ」(天保13~嘉永元年分)

年次	宰判現石高	人足数		馬数		100石当たり割符人馬数	
		石	人	正	人	正	人
天保12.12~天保13.11.21			7,312	7800			
天保14.11~弘化元.11	51,426.450	4,156	4,156	475.0	8,081余	0,9236余	
弘化元.12~弘化2.12	51,225.088	5,871	5,871	598.0	11,461余	1,1673余	
弘化2.12~弘化3.12	51,226.301	7,611	7,611	824.5	14,857余	1,6095余	
弘化3.12~弘化4.12	51,323.120	8,768	8,768	1,049.0	17,084余	2,0439余	
嘉永元.1~嘉永元.12	51,302.760	6,543	6,543	913.5	12,753余	1,7806余	

注) 1. 本表は山口大学図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・天保13年正月~安政2年7月「諸御大名様其外御通路人馬割符帳」林勇蔵存内(641-02)。
 2. 石当たり割符人馬数は、100石当たりで表記した(原史料の人は10石当たり)。

表6 小郡宰判「諸村人馬押」(慶応元年分)

No	村名	現高石		現出人馬数		割符人馬数		差引人足数		差引馬数	
		石	人	正	人	正	人	正	人	正	
1	上中郷	3,275.35000	943	159	370	45	573	出過	114	出過	
2	下郷	3,631.71600	1,013	118	410	50	603	出過	68	出過	
3	嘉川村	4,749.41500	571	85	537	65	34	出過	20	出過	
4	江崎村	4,434.12600	665	56	501	61	164	出過	5	出不足	
5	井関村	3,465.58220	237	36	391	47	154	出不足	11	出不足	
6	岐波村	5,996.00900	80	1	677	82	597	出不足	81	出不足	
7	名田島	3,368.86800	597	45	380	46	217	出過	1	出不足	
8	二島	4,177.32900	265	59	472	57	207	出不足	2	出過	
9	本郷	5,498.25200	188	8	621	75	433	出不足	67	出不足	
10	陶村	4,511.29200	515	52	510	62	5	出過	10	出不足	
11	大道村	4,032.62200	417	74	456	55	39	出不足	19	出過	
12	切畑村	1,072.18600	28	1	121	15	93	出不足	14	出不足	
13	佐山村	1,787.93200	263	20	202	24	61	出過	4	出不足	
14	陶惣給	2,023.68100	242	22	229	28	13	出過	6	出不足	
15	井関惣給	547.74678	5	0	62	7	57	出不足	7	出不足	
16	遠波村	364.72000	57	1	41	5	16	出過	4	出不足	
17	二島(撫育方)	633.84100	0	0	72	9	72	出不足	9	出不足	
18	名田島(撫育方)	255.23100	0	0	29	3	29	出不足	3	出不足	
19	青江	49.07900	0	0	5	1	5	出不足	1	出不足	
	計	53,874.97798	6,086	737	6,086	737	0		0		

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・「慶応元丑九月ヨリ同式寅八月マデ 諸村人馬押過不足差引帳」(505-02-13)
 2. 割符人馬数は下記の現石高に対し、高100石当り人足11人3歩、馬1疋3歩余の計算。
 3. 現高石の内訳は次のとおり。
 御蔵入・開作分 ① 440,664.49720
 配当以下除高 (上中郷・下郷・嘉川・井関) 1,242.56100
 下郷足役除高 1,500.00000
 除高 小計 ② 2,742.56100
 差引残 ③ = ① - ② 37,921.93622
 撫育方 ④ 1,302.87100
 給領 ⑤ 14,650.16878
 合計 ③ + ④ + ⑤ 53,874.97600
 4. 村名表記の「村」の有無は原史料の表記に依った。

不足を補うために本来は補助的に人馬を提供するいわゆる「助郷」の役務を課せられ、宿駅所在の郡中諸村が実質上の助郷として機能していたことを意味する。このことはすでに藤澤氏により明和三年沙汰書に基づく指摘がなされ、山陽道筋の大藩岡山・広島両藩内の「郡中助郷」に類似した「宰判中助郷」の提示がなされた。ただし、田中氏の指摘にあるように萩藩では「助郷」の公称はしていない。²⁵⁾

本稿では「宰判助郷」を提示したいと考える。藤澤氏の指摘に加えてたいことは萩藩「宰判宿駅」の助郷にみられる固有性である。「宰判助郷」の人馬割符方式は、萩藩の宰判制度のもとで宰判諸村一円にわたり現石高を基準に負担を均等化する人馬割符方式であった。それとともに出人馬の賃銀負担も固有の方式によって行われた。以下、次項ではこのことについて考察を試みたい。

2 「宰判宿駅」の人馬賃銀負担方式

(1) 藩主通行人馬賃銀の「諸郡出銀」方式

萩藩「宰判助郷」の人馬賃銀負担について法令により確認できるのは、萩藩主の参勤交代を含む継送り人馬賃銀の負担で、上述の明和三年（一七六六）沙汰書²⁶に示されている。それは萩往還筋宿駅の萩町請負分（元文期Ⅱ一七三六〜四〇以降）と山陽道宿駅の「宰判切」人馬分ともに「諸郡御蔵入・給領惣現高に割付出銀被仰付」、宰判の現石高割符による「諸郡出銀」によって宰判に賦課する方式であった。また、藩主通行の山陽道宿駅の人馬賃銀は「今以て古法之賃銀被立下候」とあり、「一宿人夫一人八十（文）錢五匁、同馬壹疋拾匁²⁷」の御定賃銀が支給された。

そして、右の出銀のうちから山陽道筋宿駅の「天下御物送り」（幕府継飛脚）等へ計一二件の助成（このうち小郡・台道催合石へ八〇文錢八〇〇目）があり、藩主通行人馬賃銀とともに「暮々郡方より差出候證拠物之辻を以郡配当算用」が行われた。

このような藩主通行人馬賃銀の小郡宰判への割符状況を元治元年仕組立以前について表7に示した。依拠史料は表に注記した嘉永六年分「郡配当米石当仕法帳」及び安政元・二年分と文久元年分の「郡配当請払一紙」「郡配当請払帳」で、これらには「人馬賃銀御蔵入・御撫育方・給領御割符辻（中略）貫立之分」（撫育方の本石盛は安政元年分以降、表7の注記1参照）と記され、郡配当によって宰判

諸村から「貫立」、すなわち取立てられたものである。

この人馬賃銀を藩主通行のそれと判断したのは、嘉永七年の「郡配当定法帳」に「御上下人馬賃銀御蔵入・給領より出銀被仰付分」とあり、また、天保一二年（一八四一）「小郡宰判本控」（山口県文書館所蔵）によると、この年八月たまたま照会のあった前年の洪水による流失文書（「覚」）に「天保三年辰春御下向之節人馬賃銀御割符辻、小郡宰判御蔵入・給領より出銀並二御断之品有之被立下分共ニ」と記され割符・貫立方式が共通していることによる（表7参照）。

藩主通行人馬賃銀の総額、割符対象の宰判の範囲・石当り割符額等については知り得ていないが、表示のように小郡宰判の割符額は嘉永末年以降、銀一〇・五〜一六貫余、平均一三貫余で、石当り割符額は嘉永六年分〇・二匁、安政二年分〇・二三匁、文久元年分〇・二四匁であった。御買米値段²⁸によって米に換算すると、ほぼ二〜三合に相当した。割符額からは「天下御物送り」の支給分錢八〇〇匁（錢和市一〇〇文・九〇文替によりそれぞれ銀六四〇匁・七一匁余）が差し引かれ、残りが「貫立」となった。また、この「貫立」分から五二三・八匁が「海上御勤事之外船役多く迷惑二付被立下分」として六か浦（阿知須浦・岐波浦・床波浦・秋穂浦・大海浦・旦浦）の浦年寄に支給された。その外の「貫立」残り分は、この時期には郡奉行所への上納と郡方御仕渡一紙に当てられた。

(2) 「諸郡御割符」から「諸郡御押し」方式へ

元治元年仕組立以降の藩主通行人馬賃銀については、前節で考察した袋入一件文書「津市宿人馬所賃銀仕詰」に在中の林勇蔵自筆の「覚」と慶応元々二年分の「郡配当請払一紙」により、表8に示した慶応元々明治三年分の人馬賃銀がそれに当たると推定した。ただし、確かな史料の根拠は得られていないので検証が必要である。

勇蔵の残した書付によれば、表8の「①貫立分」は「諸郡押し二して小郡御宰判より貫立被仰付候分」で、表7の元治元年仕組立以前と異なり複数の宰判間で出銀負担が行われている。

貫立総額のうち「小郡江被立下分」は小郡宰判へ配符されたものである。その内容は、「郡配当請払一紙」によると、慶応元年分二四貫余は「山口御住居二付亥（文久三）四月より八月迄臨時人馬、子八月四日より十九日まで異変一件（第一次長州征討）之分共二」とあり、藩府移転による藩主自国内通行人馬賃銀を含むものと推定される。翌慶応二年分一五七貫余は「津市宿人馬賃銀臨時貫共申出之分」であった。小郡宰判への配符額は六か浦への迷惑料も含まれるがこれは慶応二年分までであった。

貫立総額は六年分計八七二貫余に上る規模で、このうち計三一貫余が「小郡より出銀二当ル」「諸部御押しを以南吉敷より他江江出被仰付分」（林勇蔵「覚」）として、吉田・三田尻・山口の近隣諸宰判（部）へ出銀（払出）された。明治二年分には逆に船木部からの請銀があった。このような「諸郡（部）御押し」負担方式による小郡宰判の石当たり貫立は、「郡配当請払一紙」の現石高によれば、

慶応元年分一・〇四匁、慶応二年分三・六匁で、御買米値段²⁵によると米四七合に相当し、安政・文久期（表7）に比べ、藩主通行人馬賃銀の負担は二〜三倍に高額化していた。

萩藩では従前から「宰判宿駅」の人馬賃銀負担についても、「諸郡御割符」方式によって措置されてきた。その手続きの要点がよく示された事例として、大庄屋・小野善次提出の文政七年（一八二四）閏八月「覚」（文政元々八年「小郡宰判本控」所収）がある。これには同六々七年の大坂・長崎往来御銀通行の「送り人馬其外諸入目莫太」（米四六・五八石）にして「不尋常臨時之儀」であり、「御銀通路之御才判計二而八片落迷惑相当り候事」により「格別之御詮儀を以諸郡御割符被仰付被遣候様先達而御願申出候」と記されている。つまり「諸郡御割符」申請の要点は、対象が幕府御用通行で高額かつ臨時経費であり、山陽道筋（南前往還）宰判の負担では不公平になること、さきごろから大庄屋が願書を提出していることである。しかし、この事例は許可が得られず、「郡配当之内を以被立遣」、すなわち小郡宰判の基本経費である郡配当米からの配符となった。

また、文政二々天保元年公儀目付・戸塚豊後守の佐賀往復通行の事例は、米二八石余の「人馬賃銀御本銀被立遣候様」にと、藩の公銀を申請したが許可されず、同様に「郡配当米」からの配符となった（天保元年「小郡宰判本控」所収、同年二月「覚」）。

表7の郡配当による「諸郡御割符」は、安政元・二、文久元年分の「郡配当請払一紙」「郡配当請払帳」によると、対象はいずれも

表7 小郡宰判藩主通行人馬賃銀貴立及び臨時通行「諸郡御割符」

郡配当年次	現石高	人馬賃銀 割符額	天下御物 送り (銭800目)	差引残り 貴立分	内 訳			臨時通行「諸郡御割符」(郡配当・公銀)	
					海 上 御勤分	郡奉行所 へ上納分	郡方御仕渡 一紙へ受添	割戻し額	摘 要
		①	②	③=①-②					
天保3年分	石	匁 7,622.131 春御下向之節 人馬賃銀	匁 640.000	匁	匁	匁	匁		
[嘉永7年 定法帳]	記載なし	7,366.000 御上下人馬賃銀	640.000	6,726.000	—	—	—	—	
嘉永6年分	53,007.418	10,559.200	711.111	9,848.089	523.8	7,398.914	1,925.375	—	
嘉永7年分 (安政元)	記載なし	16,667.851	711.111	15,956.740	523.8	3,335.363	4,036.093	7,857.445 匁	長崎へ異国船渡来二付勘定奉行川 路外出張往来御用人馬賃銀余分ニ て難渋、此度ニ限り
安政2年分	54,300.195	11,892.402	711.111	11,381.291	523.8	7,525.407	3,132.084	854.119 匁	安政2年春長崎へ異国人海上送り 漕船その外雇賃銀、公銀被立下候 外間欠銀、引請之浦方計ニては片 痛ニ付
文久元年分	54,538.480	13,351.778	711.111	13,140.667	523.8	5,616.867	7,000.000	23,029.86 石	万延元年分長崎勘定吟味役・長崎 目付往来御用之送り人馬賃銀
元治元年分	52,725.560			—				36,601.250 匁	文久3年分働使往来・九州大名奥 様その外臨時通行人馬賃銀 公銀を以不残払下、石別0.694匁余

注) 1. 本表は山口県文書館、及び山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・天保3年分：天保12年「小郡宰判本控」所収、天保3年10月「覚」中川八郎兵衛・松岡孫九郎、井上吉郎左衛門宛。
 ・[定法帳]：嘉永7年9月「吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・諸給領郡配当定法帳」(大庄屋・秋本藤作、林家文書520-21)
 大庄屋秋本の奥書によれば、現石高は嘉永7年分より「御撫育地本石盛」となり、割替えによる調替えが行われた。
 ・嘉永6年分 下段：嘉永7年8月「吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・諸給領郡配当米石当仕法帳」(大庄屋・秋本藤作、林家文書520-17)
 ・安政元年分：安政2年8月「吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・給領郡配当請払一紙」(大庄屋・秋本藤作、林家文書520-20)
 ・安政2年分：安政3年8月「吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・給領郡配当請払帳」(大庄屋・林勇蔵、林家文書520-19)
 ・文久元年分：文久2年間8月「吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・給領郡配当請払一紙」(大庄屋・林勇蔵、林家文書520-01)
 ・元治元年分：元治元年12月「小郡御宰判多年分人馬賃銀御下割御符帳」(大庄屋・林勇蔵、林家文書642-01)
 2. 天保3年分、嘉永6年分(520-17)の現石高は、御蔵入・給領現高に塩浜現高半石を加えたものである。
 3. 表中の項目②は原史料にそれぞれ次の但書があり、2種類の銀値段は銭和市の相違による。
 ・520-21：「諸郡人馬賃銀之内を以八十文銭八百目天下御物送り場小郡・台道催合石中江先格を以被立引当、和市百文替銀ニして」
 ・その他：「八十文銭八百目天下御物送り場小郡・大(台)道催合石中江先格を以被立引当、和市九十拾文銭替銀ニして」

表8 小郡宰判郡配当人馬賃銀貴立と「諸郡御押し」

(単位：匁)

郡配当年次	小郡宰判 貴立分①	小郡宰判へ 被立下分②	海上御勤事 へ被下分③	小郡(南吉敷)より他へ 払出被仰付分 残り ①-②+③	備 考
慶応元年分	57,177.094	24,652.565		32,524.529	吉田御宰判[へ]渡ス
	57,700.894	*24,652.565	523.8	32,524.529	吉田御才判へ渡方被仰付分
慶応2年分	202,204.237	*157,292.445	523.8	44,387.992	三田尻[宰判]へ渡ス
慶応3年分	184,796.814	98,682.270		86,114.544	郡御奉行所上納仕候分
明治元年分	155,770.043	11,335.340		144,434.703	山口[宰判]へ渡ス
明治2年分	144,167.574	181,807.935		37,640.361	舟木[部]より請取
明治3年分	128,252.644	87,023.130		41,229.514	三田尻部へ渡
合 計	872,368.406	560,793.685	523.8	*311,050.921	*明治2年の船木より受取分を引いたもの

注) 1. 本表は次の史料による。
 ・「南吉敷郡津市宿人馬賃銀仕詰」(山口県文書館所蔵、林家文書、袋入文書)のうち「覚」。
 ・慶応元年分下段：「慶応元丑年分 吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・給領郡配当請払一紙」(山口大学総合図書館所蔵、林家文書、520-11)
 ・慶応2年分「備考」：「慶応二寅年分 吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・給領郡配当請払一紙」(同上、520-23)
 ・慶応3年分以降の「郡配当請払一紙」は伝存していない。
 2. 表の合計欄の数字について原史料に「」内の記載がある。
 ・「小郡宰判貴立分」合計：「諸郡押して小郡御宰判より貴立被仰付分」
 ・「小郡江被立下分」+「海上御勤事江被下分」の合計：「小郡江被立下分」
 ・「残り」：「小郡より出銀ニ当ル」「諸郡御押しを以南吉敷より他江払出被仰付分」
 3. 元治元年については注1の「覚」冒頭に朱書で「子年分人馬賃銀より御割符なし、皆上より被立下」とある。表7の元治元年分参照。
 4. 慶応2年分は注1の史料によれば、慶応3年沙汰により貴立分から「臨時人馬賃銀定員数」35、520匁が払出され、残り166,684.237匁、米にして328,367.94石(和市銀100目につき0.197石替え)が郡配当米の内から配符された。
 5. 注記1の史料によれば、小郡宰判現石高は慶応元年分55,644.546石、慶応2年分55,718.271石で、石当たり貴立は慶応元年1.04匁、慶応2年分3.63匁である。

幕府御用通行で、次のように事由が記されている（右の年次順）。

「人馬賃銀余分ニ而難渋之義歎出之趣、格別之御詮議を以此度

ニ限り人馬割被仰付、諸村別江被立下分払之」

「公銀被立下候外、間欠銀引請之浦方計ニ而者片痛ニ付、諸郡

御割符被差免、小郡御才判江当ル御割符銀御正扱物之前払之」

「御用之送り人馬賃銀諸郡御割符被仰付候様申出候所、御全（詮）

儀之上申出之通り被仰付、郡配当米を以被立下分御證扱物之前

払之」

このうち文久元年分は万延元年分の幕府御用通行人馬賃銀二三石余の割戻しで、文久二年七月付けで大庄屋・林勇蔵が「臨時御通行人馬賃銀諸郡配当小郡御才判割戻之分」を作成した。このときの「諸郡御割符」による小郡宰判割戻し分は計銀五貫四〇匁余で、表9のように、北前の奥阿武・先大津と南前の小郡の計三宰判からそれぞれ二二・三〇・四八%の割合で出銀されたものであり、山陽道筋の南前地域の「片痛」み緩和が考慮されたものであった。北前・南前は萩藩の年貢米津出しによる地域区分（日本海と瀬戸内）である。

なお、元治元年暮に、「戊（文久二）九月より亥八月迄御勅使様御往来并九州御大名様方御奥様其外臨時御通行人馬賃銀諸郡御押申出候分」銀三六貫六〇一匁余が「当年中之儀者地下向差問可申二付公銀を以不残御払下」となった³⁰。このときの「臨時御通行人馬賃銀」

表9 小郡宰判万延元年分臨時通行人馬賃銀郡配当割戻し

(単位：匁)		
宰判	出銀額	計
奥阿武	1,103.198	5,040.986
先大津	1,513.592	
小郡	2,424.196	

村名	現高石	割符額
上中郷	3,207.14500	296.436
下郷	5,173.06400	478.146
嘉川	4,745.21300	438.600
江崎村	4,535.72900	419.237
井関村	3,443.17522	318.252
岐波村	6,064.46200	560.538
名田島	3,368.61300	311.360
二島	4,362.11800	403.190
本郷	5,476.93600	506.233
陶村	4,498.07900	415.757
台道村	4,025.38400	372.066
佐山村	1,764.60700	163.102
陶惣給	2,023.68100	187.049
井関惣給	547.74678	50.628
遠波村	364.72000	33.711
二島(撫育方)	633.84100	58.586
名田島(撫育方)	255.23100	23.591
青江	48.73500	4.504
計	54,538.48000	5,040.986
高10石当り		0.924298

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・文久2年7月「臨時御通行人馬賃銀諸郡配当小郡御才判割戻之分」(大庄屋林勇蔵、621-05)
 2. 表7の文久元年分の諸村への割戻しである。
 3. 割符額は「戊(文久2年)夏納銀取建帳払入」。

は、文久二年閏八月幕府の参勤交代制緩和による大名妻子の帰国許可や同三年七月朝廷の攘夷監察史・正親町少将の「褒勅」来藩等によるもので、「諸郡御押し」ではなく、藩の公銀から全額配符された。以上の検討によって、萩藩では宰判の郡配当米銀を財源に人馬賃銀の「諸郡御割符」による宰判内諸村への割戻しを行う方式が定着していたが、文政・天保期頃は単独宰判内の措置にとどめられ、幕末維新期に膨張した人馬賃銀の負担方式として「諸郡御押し」の名称のもとに広く許可され実行されるにいたったと考えられる。

この「諸郡御押し」方式は、いわば宰判組織の連合による「郡費」を活用した人馬賃銀相互負担方式であり、萩藩「宰判宿駅」と「宰判助郷」が産み出した独自の負担方式であったといえる。ただし、根拠となる法令や史料が得られていないので、加入宰判

の範囲と組合せ、負担基準となる石当りの算出過程等は不明である。

3 「天下御物送り」(継飛脚)の負担方式

萩藩の「天下御物送り」は一般には、「継飛脚」と称する幕府御用の御状箱・御用物を送る幕府公用の飛脚継送りを意味する。「継飛脚」は藤澤氏前掲書によると、特権通行の証文人馬無賃通行類型に属し、証文発行者により幕政上重要な通信用務に利用された³¹⁾。証文記載人馬は無賃使用を許可され、山陽道では主に老中及び大坂城代と長崎奉行との間で取り交わされた。前稿で述べたように、「宰判宿駅」にはそれぞれ「天下御物送り場御番所」(小郡宰判勘場文書では「津市御番所」)が置かれ「御物送寺社方」の藩役人が配置された。

田中誠二氏によれば、吉田・船木・小郡宿では慶安五年(一六五二)頃までに「天下御物送り場」が設けられ、万治四年(一六六一)「大記録」によると、「天下御荷物送」(長崎その他の九州筋天領から大坂・江戸への銀・荷物輸送)と「御状箱送り」(幕府老中・大坂町奉行・大坂城番衆から長崎その外九州筋への状箱、長崎奉行・天草代官・上使から江戸・大坂への文箱、対馬・九州筋大名衆から江戸・大坂への「御用」状箱等)をあわせて天下送りといい、その継送りは無賃の役負担であった。このほかに萩藩の各宰判と萩を結ぶ継飛脚の制度があり、二重構造をなしていた。³²⁾

小郡宰判では小郡宿(津市)をはじめ五か宿が「天下御物送り」

を勤め、その無賃継送りに対する定法による補償として、計米一六石が郡配当米から支給された。この補償はいわゆる「継飛脚給米」に相当するものといえる。

前掲表7の嘉永七年九月「郡配当定法帳」によれば、「御上下人馬賃銀御蔵入・給領より出銀被仰付分引当」、すなわち藩主通行人馬賃銀貫立分に続いて次のような記載がある。

一	米拾六石
内	
五石	陶市(陶村)
三石	津市(下郷)
四石	嘉川市(嘉川村)
四石	岩淵「市」(台道村)
	大道「市」(台道村)
以上	
右、天下御物送り場賃米定法被立下分右之辻、尤此分者	
前二相見候諸郡人馬賃銀之内を以、八十文錢八百目天下	
御物送り場江先格を以被立下分立用、残貫立相成分江対	
し定法被立下候事	

すなわち、明和三年沙汰書にも「執茂一役有之候上二御上下人馬賃銀之石当りを茂差出重役³³⁾」との理解が示されているが、「天下御

「物送り」と藩主人馬賃銀との二重負担を考慮して上述の「錢八〇〇目」の助成のほかに手当がなされたものであった。

なお、「郡配当請払一紙」にも同様の記載があり、「但、此分人馬賃銀貫立之内二而八十(拾)文錢八百目天下御物送り場江(へ)先格を以被立下分江(へ)対シ貫立被仰付候事、右、天下御物送り場賃米定法被立下分」と記されている。元治元年仕組立以降は「郡配当請払一紙」にこの記載はなくなったが、前掲表2・3によれば定法による補償は継続されており、「御用物無賃送り」に対し「修甫方預り銀」一貫二八〇匁の六%の利銀が当てられている。

五か宿はいずれも山陽道沿いの市町におかれた宿駅で、本宿の津市(小郡宿)のほかは、『防長風土注進案』によれば、津市西南に位置する嘉川市(七〇軒余、役目軒六三軒)、東部の陶市(二三軒)、大(台)道市(約八〇軒)、岩淵市(約三〇軒)ともに、いずれも宿馬一〇疋を備えていたが、「宿場にては無之」、「天下御物送り其外無賃御用物等小継の場所」であった。

「天下御物送り」無賃役に対する郡配当米一六石の定法化は、文化一三年(一八一六)六月付け大庄屋・山本長作の上申書(「申上候事」³⁴、文化一〇〇一四年「小郡宰判本控」所収)によると、算用方・守田惣兵衛³⁵在任中に一年七〇箇(三年平均)の見積りで「五ヶ宿二て米拾六石之辻を以請負」うことを命じたときからである。

継飛脚の継送り形態については藤澤氏前掲書に詳しいが、昼夜を限らず刻限厳守で継送られ、御状箱等の破損・汚損も嚴重にチェツ

クされた。「小郡宰判本控」によると、小郡津市御番所では毎年「上覆道具御仕替」入目を必要とし、前積りによって定払修甫の利米が当てられていた。これらは桐油紙(加賀芋緒を付け「小郡津市御番所」の太字墨書入)、七島蔭、細曳(芋代・染代)、洪紙であった。

その後、右の大庄屋上申書によると、御用物送りの増加(文化九一〇一の三年平均一八二箇余)により年間八〇文錢銀一貫五七〇匁余もの不足をきたす事態になり、増人夫賃銀を「地下御割符」とすることを願ひ出て文化一三年分から許可されている。

この増人夫賃銀は郡配当米支給となり、文政一〇〇一久二年分(「小郡宰判本控」所収、「覚」)のものを表10に示した。例年大庄屋が前年分の「現人夫仕詰賃錢別紙小割帳」により申請手続きを行い、五か宿の「天下御物送り人夫賃錢自道郡配当御任せ米(一六石)二て行届不申宿々及難洪」という事由により、「格別之御了簡を以、増人夫賃錢年々郡配当米を以」て配符されたものであった(文政一一年大庄屋・本間庄左衛門「覚」³⁷)。定法化の措置ではなかったが、經常費同様の手当であった。ピークは天保期末で米七五〇一〇石余、弘化期は三〇〇四〇石前後、安政期以降は激減している。元治元年仕組立以降は仕組替えにより、上述のような定法による補償に一本化されたものであろう。

ちなみに、右のような手当以前の状況は、天明五年(一七八五)一月、小郡代官・石川伝左衛門の上申書³⁸において「才判小郡津市之義ハ無送り賃飯米相立候仕法無御座、人夫役相勤候者二てハいつ

れも少身之難儀百姓にて取統不得仕」、また「近年ハ三田尻より之御用事も多別而差間」と説明されている。対策は無賃送り人夫に御定賃金を支給するものであったが、津市から「陶市・嘉川市両所共老里之場所」への御定賃金は八〇文銭「銭二分」で、米三・二合相当（銭和市一〇〇目、石別銭六二・五匁）であった。

三 宰判「宿駅・助郷」の足銀負担

1 特権通行の人馬使用と「宰判助郷」の足銀負担

萩藩の「宰判助郷」村々においては、前節で考察した藩内諸宰判にかかる人馬賃銀負担を含めて、村ごとに出人馬の継送り労働に対する足銀補償が行われた。継立人馬賃銀はその他の夫役関係費とともに各村の「足役押」あるいは「足役貫」として「人馬足役押帳」の作成のもとに清算され徴収（貫立）された。

表11・12・13は小郡「宰判助郷」の三か村、嘉川村・本郷・二島の文久元年「足役押」貫立を示したものである。元治元年小郡宿組立直前の時期で、萩藩山陽道における特権諸通行への出人馬状況を知りうる最後の時期のものである。いずれも年二回、夏七月は銀建、秋十一月は米建で、年貢米銀の夏納銀、秋の年貢米徴収に対応したものである。「人馬足役押帳」の表紙にはいずれも庄屋存内（支配管内の意）の記載があり、畔頭・給庄屋・給領畔頭（本郷のみ）・証人百姓の庄屋宛（嘉川村のみ省略）連印により作成されている。

表10 小郡宰判5か宿「天下御物送り」人夫増賃銭郡配当米

申請年次	適用年次	人夫賃銀仕詰期間	人夫賃銭郡配当米				
			人夫賃銀	石高換算	地下和市		
文政11.1	文政10	1827	文政10	1～11月	3,142.900	45.57205	1.450
文政12.6	文政11	1828	文政11	1～11月	3,658.055	36.58005	1.000
天保元.7	文政12	1829	文政12	1～11月	3,260.550	39.12660	1.200
天保6.1	天保5	1834	天保5	1～12月	4,607.000	46.07000	1.000
天保7.1	天保6	1835	天保6	1～12月	6,033.768	53.09716	0.880
天保9.3	天保8	1837	天保8	1～12月	8,595.968	75.64451	0.880
天保11.3	天保10	1839	天保10	1～12月	6,376.644	89.27301	1.400
天保12.2	天保11	1840	天保11	1～12月	6,011.643	84.16300	1.400
天保13.5	天保12	1841	天保12	1～12月	8,443.181	109.76135	1.300
天保14.2	天保13	1842	天保13	1～12月	7,359.334	110.39001	1.500
弘化元.4	天保14	1843	天保14	1～12月	3,431.100	42.88875	1.250
弘化2.4	弘化元	1844	弘化元	1～12月	2,499.779	32.99708	1.320
弘化3.4	弘化2	1845	弘化2	1～12月	2,227.567	26.73080	1.200
弘化4.4	弘化3	1846	弘化3	1～12月	2,934.667	35.21600	1.200
嘉永元.4	弘化4	1847	弘化4	1～12月	2,372.270	28.46724	1.200
嘉永6.2	嘉永5	1852	嘉永5	1～12月	3,126.228	33.29432	1.065
嘉永7.3	嘉永6	1853	嘉永6	1～12月	2,524.550	25.87663	1.025
安政2.2	安政元	1854	安政元	1～12月	1,084.969	12.93283	1.192
安政3.4	安政2	1855	安政2	1～12月	1,856.424	26.17557	1.410
安政5.2	安政4	1857	安政4	1～12月	1,725.395	15.87363	0.920
安政6.4	安政6	1858	安政5	1～12月	19.628	0.16684	0.850
万延元.4	安政6	1859	安政6	1～12月	412.831	3.38521	0.820
文久2.5	文久元	1861	文久元	1～12月	458.973	3.53868	0.771
文久3.8	文久2	1862	文久2	1～12月	1,622.925	14.03830	0.865

注) 1. 本表は山口県文書館所蔵「小郡宰判本控」(両公伝史料)による。但し、天保2～5、嘉永2～5、元治～慶応3年分を欠いている。
 2. 5か宿は嘉川市・津市・陶市・台道市・岩淵市である。
 3. 郡配当米の支給開始は文化13年分からである。
 4. 地下和市は80文銭1匁当たりの相場である。

表示のように「人馬足役押帳」の継送り人馬関係費目は、①「出人馬足銀」、②「人馬二ノ割入目」、③「藩主通行諸入目」の三費目で構成されている。いずれも「足役貫」として徴収された。この貫立分に対し人馬賃銀の「諸郡御押し」による割戻し分は、足銀押し総額から差引かれ、村方に還元されている。継送り人馬賃銀の「足役貫」三費目のうち「出人馬足銀」は、村

内の畔頭組別に算用された現人馬の足銀で、小郡宿の特権諸通行継送りに従事した出人馬への補償である。「所勤」人馬は実際に従事し、「残り」人馬は余計となり帰村したもので、「現人夫は只ではない(現人夫には飯米が支払われるべきだ)」という考えの浸透⁴¹により、それぞれに対価が補償された。

この「出人馬足銀」が足銀総額(表11、13の④)に占める比重は、七月末算用分では嘉川村三四六匁余、約三五%、本郷二八七八匁、約三〇%、二島二一〇八匁余、約一九%、十一月末算用分では嘉川村三二・六石余、約二三%、本郷六四・二石余、約四六%、二島四三・七石余、約四四%であった。文久元年分の合計では、いずれも足銀全体の六〇〜七〇%前後を占めた。

これに対し割戻し分は嘉川村の事例のみであるが、二年遅れの割符で、足銀総額の四・七%にすぎない。

出人馬数の規模は、七月末算用分では、本郷六通行・三八二人四一疋、二島七通行・二八九人三四疋、嘉川村二五通行(人馬数の記載なし)、十一月末算用分では、嘉川村一五通行・五四六人五六疋、本郷二二通行・一〇九一人七一疋、二島一三通行・八三九人六一疋という大規模なものであった。これは長崎奉行・外国奉行・外国目付等の一一もの幕府御用通行があったことによるもので、出人馬数が最も多かった本郷の場合、十一月末算用分の出人馬足銀はこれらの通行で五三%・三四石余を占めた(表15参照)。

「人馬二ノ割入目」「藩主通行諸入目」の二費目は、いずれも宰判

の蔵入・給領現石高の石当り基準値によって、各村の蔵入・給領現石高に均等に割符され徴収されたものである。

表示のように、人馬賃銀の補填等にあてる「人馬二ノ割入目」は石当り〇・一五匁、三か村の割符額は米にして五〜八石程度(嘉川村七・八石余、本郷六・五石余、二島五石余)であった。

また、「藩主通行諸入目」は人馬賃銀を主体とし(道造り人夫賃⁴²等は別費目の扱い)、石当り〇・六匁であった。割符額は米建・銀建の別に見ると、三か村とも特権諸通行の「出人馬足銀」に匹敵する(嘉川村三二・八石余、本郷三二八六匁余、二島二五〇三匁余)もので、高額負担となっていた。

これら出人馬足銀「貫立」三費目がすべて米建算用の嘉川村と本郷によると、足銀総額に占める比重は、それぞれ七三石余・約五二%、八一石余・五八%で、いずれも過半に達する重さであった。

田中氏は、天保一二年「防長両国郷村手鑑」により藩内一五宰判の「足役押し」が石当り平均約四升という菽藩の斗延(石当り四升強で、郡配当・弥延弘定法に充当)に匹敵する高さであり、山陽道沿いの吉田(五・七升)・船木(五・八升)・小郡(六升)・熊毛(四升)四宰判と、城下及び菽・三田尻往還沿いの当島(一一升)・山口宰判(六・三升)の高さを指摘している⁴³。

右の小郡宰判三か村の場合、表の「足銀差引残り」によって、七月の銀建を当年の御買米値段で換算し十一月の米建と合わせて足役押し一年分とすると、石当り嘉川村四・五升、本郷三・九升、二島

表11 小郡宰判嘉川村足役押し（文久元年）

内 訳	文久元年7月		文久元年11月		
	銀方	備 考	米方	備 考	
①	[所勤] 人足賃銀・賃米		25.6255	石 490人, 継送り従事 1人3.85升, 5升, 5.5升	
	[所勤] 馬賃銀・賃米		4.94100	石 47疋, 継送り従事 1疋0.77斗, 1斗, 1.1斗	
	[残り] 人足賃銀・賃米		2.97500	石 56人, 帰り人足 1人2.75升	
	[残り] 馬賃銀・賃米		0.49500	石 9疋, 帰り馬 1疋5.5升	
	出人馬賃銀・賃米 計	3,464.550	匁 人馬数記載なし 25通行分	*32.61900	石 546人56疋 15通行分
	同割合 ①÷④	34.57	%	22.93	%
②	人馬二ノ割引当貫立	—	7.83004	石 石別0.15匁×4745.726石(蔵入・給領現高) = 銀711.859匁を石替	
③	当夏殿様下り入目引当貫立	—	32.88436	石 石別0.6匁×蔵入・給領現高=2847.128匁+7~ 11月利銀142.356匁=2989.488匁を石替	
④	足銀貫 計	10,019.337	匁	142.21670	石
⑤	人馬賃銀 [諸郡御割符] 立戻し分	—	6.73671	石 安政5年6月長崎目付帰府通行その外送り人馬 賃銀612.428匁+7~11月利銀29.163匁を石替	
⑥	足銀差引残り	[10,019.337]	匁	135.46496	石
⑦	蔵入・給領現高	4,664.384	石	4,664.38400	石
⑧	石別貫 ⑥÷⑦	2.100	匁	0.02900	石
	引当貫 計 ⑧×⑦	9,795.206	匁	135.26713	石
	差引残り ④-引当貫計	224.131	匁 貫不足	0.19783	石 貫不足

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・文久元年7月9日「嘉川村西ノ夏人馬足役算用帳」庄屋・田辺嘉三郎存内(505-04-22)
 ・文久元年西11月12日「嘉川村西秋米方人馬其外足役押シ算用帳」庄屋・本間寛蔵存内(505-04-17)
 2. *印の数字は原史料に記載の通行別合計額による。2通行について異動があり、人馬別足銀合計は32.5515石で0.0675石少ない。

表12 小郡宰判本郷足役押し（文久元年）

内 訳	文久元年7月		文久元年11月		
	銀方	備 考	米方	備 考	
①	[所勤] 人足賃銀・賃米	2,210.300	匁 339人, 継送り従事	49.64000	石 820人, 継送り従事 1人5升, 5.5升, 8升
	[所勤] 馬賃銀・賃米	468.200	匁 37疋, 継送り従事	5.95000	石 49疋, 継送り従事 1疋1斗, 1.1斗, 1.6斗
	[残り] 人足賃銀・賃米	172.000	匁 43人, 帰り人足	7.76000	石 274人, 帰り人足 1人3.5升
	[残り] 馬賃銀・賃米	32.000	匁 4疋, 帰り馬	1.22000	石 22疋, 帰り馬 1疋7升
	出人馬賃銀・賃米 計	*2,878.000	匁 382人, 41疋 6通行分	*64.28500	石 1091人, 71疋 12通行分
	同割合 ①÷④	30.04	%	45.85	%
②	人馬二ノ割引当貫	—	6.57232	石 石別0.15匁×5476.936石(蔵入・給領現高) = 銀821.54匁を石替	
③	当夏殿様下り諸入目割符分 引当貫		10.28900	石 石別0.6匁×5476.936石(蔵入・給領現高)=銀 3286.162匁から当7月算用引当貫2貫目引残, 銀1286.162匁を石替	
④	足銀貫 計	9,577.848	匁	140.20460	石 127.45873石を払米にして
⑤	足銀差引残り	9,577.848	匁	140.20460	石
⑥	蔵入・給領現高	5,476.936	石	5,476.93600	石
⑦	石別貫 ⑤÷⑥	1.7487675	匁	0.02559909	石
	増小貫			0.00120351	石 増小貫御用印帳之前
	計			0.02680260	石

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・文久元年西7月「小郡本郷御蔵入・諸給領銀子方小貫人馬其外足役押帳」庄屋・山内道祖松存内(505-04-67)
 ・文久元年西11月22日「小郡本郷御蔵入・諸給領御米方小貫人馬足役押帳」庄屋・山内道祖松存内(505-04-72)
 2. *印の数字はいずれも原史料に記載の通行別合計額による。7月分は1通行、11月分は3通行について人馬別合計と異動がある。
 人馬別の足銀合計は、7月は2882.5匁となり4.5匁多い。また、11月分は同様に64.57石となり0.285匁多い。

表13 小郡宰判二島人馬足役押し（文久元年）

内 訳	文久元年7月			文久元年11月		
	銀方	備考	銀方	米方	備考	
①	[所勤] 人足賃銀	1,538.500 匁	265人, 継送り従事	3,984.600 匁	記載なし	635人, 継送り従事 1人5.5匁, 5.8匁, 7匁
	[所勤] 馬賃銀	358.400 匁	30疋, 継送り従事	588.800 匁	〃	48疋, 継送り従事 1疋11.6匁, 14匁
	[残り] 人足賃銀	1,245.500 匁	24人, 帰り人足	660.500 匁	〃	204人, 帰り人足 1人4.6匁, 5.4匁
	[残り] 馬賃銀	34.400 匁	4疋, 帰り馬	105.200 匁	〃	13疋, 帰り馬 1疋9.2匁, 10.8匁
	人足宿札	52.434 匁		129.160 匁	〃	
	出人馬賃銀費 計	2,108.250 匁	289人34疋 「後銀」 7通行分, 内家中通行1	5,468.260 匁	43.74568 石	839人61疋 「後銀」 13通行分, 内延引3通行
	同割合 ①÷④	18.84 %			43.75 %	
	② 人馬二ノ割引当費	—		626.182 匁	5.00946 石	石別0.15匁×4174.549石(蔵入・給 領現高) = 626.182匁を石替
③ 殿様下り人馬その外諸入目 引当費, 勘場より申来	2,503.061 匁	石別0.6匁×4171.768石 (蔵入・給領現高)	—	—		
④ 足銀費 計	11,184.665 匁			99.98210 石		
⑤ 足銀差引残り	11,000.311 匁	立戻し分計184.354匁引		97.23980 石	「大印帳より被立下分」2.7432石引	
⑥ 蔵入・給領現高	4,171.768 石			4,174.54900 石		
⑦	石別費 ⑤÷⑥	2.636846 匁		0.02329331 石		
	内 貫立分	2.630000 匁	当夏貫立	0.02329000 石	酉秋貫	
	差引残り 石別	0.006846 匁	貫不足後勘差引	0.00003310 石	貫不足後勘差引	

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・文久元年西7月8日「小郡式島御蔵入・給領共ニ銀子方小貫人馬其外足役押帳」庄屋・小野恒太郎存内 (507-04-75)
 ・文久元年西11月23日「小郡式島御蔵入・諸給領御米方小貫足役押帳」庄屋・小野恒太郎存内 (507-04-57)
 2. 7月分の足銀費は原史料に、現高分計28.56匁+利銀2.57匁=31.13匁を「酉秋米方にて貫立相済」と記されている。

四・三升となり、天保期の宰判全体平均（四升）よりも若干高額であった。小郡宰判の石当り六升の高さは、上述の表5のように天保末〜弘化期の出人馬数は特権通行量増大により文久三年以降よりも多く、その負担が要因になっていたと考えられる。

特権通行継送り人馬の高額足銀負担は、実際通行における通行者の人馬使用と賃銭支払いに起因する。そのことに関する直接史料は得られていないが、伝存する史料によって事情を探ってみたい。

表14は津市「人馬所諸入目帳」の文久元年分（六五通行）のうち九〜十一月の一六通行（No.7の込合通行を含む）を表示したもので、右の三か村足役押ししの「文久元年十一月」（一八六一）と同じ期間の通行である。人馬所入目は前稿で考察した定法による特権通行休泊経費補償の費目で、目代・石井清作から大庄屋へ提出された。⁽⁴⁶⁾

表示のように、通行ごとに大宰領が蠟燭・炭、筆・紙・墨、茶代の入目覚書を作成し、宰判の藩下役人、見届手子が奥書をしている。入用品の数量からすると継立用務の監督取締りに前後から人馬所に詰めたかれら宰判諸役人の入目であろう。大宰領は名田島・青江・佐山三か村を除く一三か村の庄屋が勤め、一六通行の出人馬もその範囲の村々からであったと考えられるが、上述のように年度内の過不足調整が行われていた。ちなみに安政二年分全二三通行の大宰領は岐波・井関惣給・遠波三か村を除く村々であった。⁽⁴⁷⁾

又野誠氏によれば諸村への人馬割符は大庄屋から庄屋宛に「才料」（畔頭）付きで「津市会所」（人馬所）へ出揃うよう指示が出され、「御

用之人馬大才料として」の大宰領の依頼も同様であった。⁽⁴⁸⁾これは宰判の地方支配組織による継送り用務の運営を示すもので「宰判宿駅」の特色といえよう。

ただし、「人馬所」に関する勘場文書が「諸入目帳」のみということは、通行者の使用人馬賃銭支払いや人馬賃銭割符等には村方は一切関わらなかつたであろうことを示唆している。これらの用務は本来宿駅「目代」（一般には問屋⁽⁴⁹⁾）が差配するもので、萩藩では自宅を「目代所」の役宅としたことから「目代所」文書が散逸し、関係史料の伝存が知られていないのではないだろうか。

表15は、本郷の「足役控帳」によって、表14と同じ時期の通行別出人馬数（宰領を含む）と、そのうちの「所勤」人馬、「残り」人馬の足銀算用を示したもので米建である。「足役控帳」の足銀算用は畔頭組別に記され通行別に集計された。これは出人馬の割当てが各村の畔頭単位で行われたことによる。

本郷へは一二通行の出人馬割当てがあり、主要な幕府御用四通行（No.1・2・4・9）、参勤交代大名四通行（No.3・5・7）、京家・宮家待遇

表14 津市人馬所通行別諸入目及び大宰領（文久元年9月～11月分）

No.	通行 月日	通行者	上下	休伯	休伯 場所	入目銀 匁	入目品	大宰領(庄屋)	見届手子
1	9.1	外国奉行・野々山丹後守 その外 対州へ	下	休	御茶屋	9.0	前夜入用半夜蠟燭2丁、同小蠟燭100目、筆2本、炭1俵、茶	諸村庄屋中	千右衛門
2	9.3	外国目付・小笠原撰津守 その外 対州へ	下	休	御茶屋	9.0	前夜入用半夜蠟燭2丁、同小蠟燭100目、筆2本、炭1俵、茶	本郷・山内道祖松 井関村・上野又右衛門	千右衛門
3	9.4	[清末藩主]毛利讃岐守	上	休	御茶屋	3.5	前夜蠟燭、筆1本、炭1俵、茶	井関村・上野又右衛門	後藤尚七
4	9.7	[熊本藩主]細川越中守	上	泊	御茶屋	12.5	夜中入用蠟燭200目・半夜供、筆3本、炭1俵、茶	大宰領中	千右衛門
5	9.21	[福岡藩]松平下野守	下	泊	御茶屋	12.0	夜中入用・半夜蠟燭3丁、同小蠟燭150目、筆3本、炭1俵、茶	二鳥・小野恒太郎 陶・同惣給兼・秋本源太郎	千右衛門
6	9.29	普請役・田中亀次郎 長崎より帰府	上	休	津市	1.9	前夜蠟燭、筆1本、炭1俵、茶	嘉川村・本間寛蔵 *証人庄屋	祐作
7	10.1 込合	[佐賀藩主]松平肥前守 井上広輔家族 長崎より	上上	休休	津市 津市	3.3	前夜入用蠟燭、筆1本、炭1俵、茶	井関村・上野又右衛門 井関惣給・工藤祐三郎	千右衛門
8	10.6	長崎より帰府 永持歌次 郎外2名家族共	上	休	津市	3.6	前夜蠟燭、手紙1巻、炭、茶	上中郷・森重清右衛門 *証人庄屋	佐々木茂三郎
9	10.9	[小城藩主]鍋島加賀守	上	休	津市	4.4	前夜蠟燭、手紙、炭1俵、茶	嘉川村・本間寛蔵 岐波村・部坂神兵衛	祐作
10	10.1	長崎奉行・岡部駿河守 家族	上	休	御茶屋	9.8	前夜入用半夜蠟燭2丁、同小蠟燭、筆2本、手紙2巻、炭、茶	岐波村・部坂神兵衛 台道村・内田利兵衛 上中郷・井関村庄屋共	祐作
11	10.25	有馬富之丞	上	泊	津市	7.2	半夜蠟燭、蠟燭100目、半紙手紙、炭、茶	遠波村・国吉久右衛門	佐々木茂三郎
12	11.9	英国測量船乗組御用・ 荒木清三郎外5名	上	休	津市	5.3	前夜蠟燭、半紙手紙、筆1本、炭1俵、茶	嘉川村・田辺嘉三郎	祐作
13	11.12	筑州香椎宮大宮司・武内 淡路頭	上	泊	津市	5.5	夜中入用蠟燭、半紙手紙、筆1本、炭1俵、茶	陶・同惣給兼・秋本源太郎	後藤尚七
14	11.23	豊後高松年貢銀預り所・ 松平主殿守内・酒井友作	上	休	津市	2.3	前夜蠟燭、半紙手紙、筆1本、炭1俵、茶	陶・同惣給兼・秋本源太郎	記載なし
15	11.27	豊後日田年貢銀付添・元 手代・原健一郎・同間晋 四郎・家族共 大坂へ	上	休	津市	2.9	前夜蠟燭、半紙手紙、筆1本、炭半俵、茶	下郷・秋本新蔵	記載なし

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・「文久元年酉九月ヨリ 人馬所諸入目帳」大宰領中（642-09）
 ・文久元年9月1日～2年閏8月28日まで文久元年分全65通行の記載がある。
 2. 大宰領の村名は同上林家文書、文久元年9月「配当小費差引帳」林勇蔵（500-02）による。
 *印の証人庄屋2名は文久元年9月「米銀差引帳」（602-04）による。
 3. 帳末に、入目計346.35匁を目標「石井清作差引江入済」の書入がある。

一通行 (No.12) であった。そのほかは到着予定変更で重複出人馬 (No.8・10・11) となった。これらの特権通行は二大名 (No.6・7) を除きすべて萩藩定法の体泊補償が適用された。⁽²⁾

表示のように「足役控帳」による特権通行の人馬賃銀Ⅱ「足銀」の算用は、後掲の表18のような所定の人馬賃銀と通行者からの受取賃銀との差引による「間欠銀^{あいかけぎん}」の算出が示されていない。

このことは村方の足銀算用は通行者支払人馬賃銀の授受とは別立てのいわば足役賃銀体系による基準、すなわち村方が出人馬に補償すべき労働相当賃銀の設定により行われたと考えられる。

そこで、三か村の一月算用の「所勤」人馬賃銀により足銀の単価を比較し、人馬使用との関連について推察を試みてみたい。

まず、表15に示した本郷の場合をみると、人足一人の足銀 (米建) は、長崎奉行・外国奉行・外国目付通行各八升、長崎奉行家族通行・京家通行各五・五升、清末・熊本・佐賀・小城藩主通行各五升、馬はそれぞれ倍額の米一斗、一・二斗、一・六斗であった。人馬足銀には主要な幕府御用通行と参勤交代大名、京家通行とで異なる通行身分に

表15 小郡宰判本郷通行別出人馬足銀 (文久元年11月)

通行者			人足						馬						賃米合計			
			総数	「所勤」			残り			総数	「所勤」			残り				
				人足数	宰額	賃米	人足数	賃米	馬数		賃米	馬数	賃米					
人	石	計	人	石	計	疋	石	計	疋	石	計	石						
1	8.23長崎奉行・高橋美作守	上, 休	95	77 2	1	0.080 0.050 6.240 0.100	15	0.035	0.525	8	5	0.160	0.900	3	0.07	0.21	7.505 (*7.975)	
2	○9.1外国奉行・野々山丹後守	下, 休	156	139 17	8	0.080 0.050 11.760 0.050 0.280	1	0.035	0.035	11	10	0.160	1.600	1	0.07	0.07	13.960 (*13.795)	
3	○9.4清末藩主・毛利讃岐守	上, 休	32	32	—	0.050	1.600	—	—	—	4	4	0.100	0.400	—	—	—	2.000
4	○9.3外国目付・小笠原摂津守	下, 休	52	42	—	0.080	3.360	10	0.035	0.350	—	—	—	—	—	—	—	3.710
5	○9.7熊本藩主・細川越中守	上, 泊	167	153	—	0.050	7.650	14	0.035	0.490	7	7	0.100	0.700	—	—	—	8.840
6	○10.1佐賀藩主・松平肥前守	上, 休	147	139	—	0.050	6.950	8	0.035	0.280	10	10	0.100	1.000	—	—	—	8.230
7	○10.9小城藩主・鍋島加賀守	上, 休	90	79	—	0.050	3.950	11	0.035	0.385	12	8	0.100	0.800	4	0.07	0.28	5.415
8	10.9長崎奉行・[岡部駿河守]家族	延引	111	—	—	—	—	26 85	0.030 0.015	0.780 1.275	8	—	—	—	8	0.03	0.24	2.295
9	○10.1長崎奉行・[岡部駿河守]家族	上, 休	110 (*112)	94	2	0.055	5.280	16	0.035	0.560	8	4	0.110	0.440	4	0.07	0.28	6.560
10	11.1筑州香椎宮大宮司・武内淡路頭	延引	44	—	—	—	—	44	0.030	1.320	1	—	—	—	1	0.06	0.06	1.400 (*1.3800)
11	11.11筑州香椎宮大宮司・武内淡路頭	延引	44 (*45)	1	—	0.055	0.055	44	0.040	1.760	1	—	—	—	1	0.08	0.08	1.895
12	○11.12筑州香椎宮大宮司・武内淡路頭	上, 泊	43	43	—	0.055	2.365	—	—	—	1	1	0.110	0.110	—	—	—	2.475
計			1091 (*1094)	809	11	—	49.640	274	—	7.760	71	49	—	5.950	22	—	1.22	64.285 (*64.57)

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・文久元年11月22日「小郡本郷御蔵入・諸給領御米方小貫人馬足役控帳」庄屋・山内道祖松存内 (505-04-72)
 2. 通行者欄の○印は、林家文書の次の史料で通行を確認できるものである。
 ・文久2年閏8月「文久元四年分 公料御役人様其外御通路諸目帳」大庄屋・林勇藏 (控, 613-17)
 ・文久元年9~11月「公料御役人様其外御通路仕出帳」目代・源九郎 (613-26)
 3. 表中の*印の数字は次の事項を示す。
 ・人足「総数」: 畔頭組別の出人馬数の合計。
 ・「所勤」人足数: 通行No1「宮市へ」、No2上段「宮市へ」、下段「荷物なし」、No8「小郡着」、No11「宮市へ」。
 ・「賃米合計」欄: 人馬別賃米の合計。

よる差額がある。本郷の隣村二島の場合は、人足一人の足銀（銀建）は、長崎奉行・外国奉行・外国目付・外国吟味役通行各七匁、小城・肥前・熊本藩主通行各五・八匁、京家五・五匁、馬は倍額の一一・六、一四匁で、本郷と同様に差額がみられる。嘉川村の人足一人の足銀（米建）は、長崎奉行・外国吟味役・福岡藩主・薩摩藩荷物通行各五・五升、福岡藩若殿・佐賀藩主各五升、京家三・八五升、馬はその倍額で、やはり通行身分による差額が認められる。

これらの足銀が諸村の特権通行出人馬一人一疋の輸送（継送り）労働に対する労働相当賃金を意味するものとすれば、全体として、文久元年当時人足は少なくとも一人米四〜五升、馬は倍額の一疋米八升〜一斗を補償するものであったといえる。

人馬賃銀は一般に一里あたりの基準単価により継送り距離に応じた額が設定される。小郡宿に隣接した嘉川村とさらに遠距離の本郷との差額は宿駅と自村間の距離の差を加味したものである。しかし、同村内で主要な幕府御用通行と参勤交代大名及び京家通行とで異なる右のような足銀の差額は何によるものであろうか。

山口県文書館の藩庁史料の中に領内山陽道の主要な幕府御用通行について、当職所の送迎御馳走指示や宰判代官の通行後の注進状等を取りまとめた記録数冊がある。そのうち前稿においても考察した文政四年（一八二一）八月長崎奉行・土方出雲守下り通行と、通行身分では上位の天保九年（一八三八）閏四月公儀目付・徳山五兵衛上り通行の人馬使用について、表16の①と②に、先触人馬数（特権

人馬数）と実際使用人馬数、及び人馬賃銀支払いを示した。

藤澤氏によれば、幕府の付与した長崎奉行通行の特権は先触人馬数のみ御定賃銀使用、先触人馬超過分には特権は認められず相対賃銀使用であり、公儀目付は朱印・証文状記載人馬は無賃、超過分も御定賃銀使用の特権を付与されていた。しかし実態は、萩藩においても主要な幕府御用通行に対し大規模な無賃御馳走人馬の提供が常態となっていたことが知られる。

ただし、表示のように、長崎奉行の前日宿割役人が支払う場合や、公儀目付が先触人馬数のうち御定賃銀使用人馬の支払いをした例もあるが、いずれも使用人馬のごく一部にすぎなかった。ちなみに、同じ土方の文政九年一〇月通行で高森宿において前日宿割役人分の人馬賃銀支払いがあったが、当日長崎奉行の昼休「諸人目仕出帳」で差引されている。⁽⁵⁾

このような幕府御用通行の人馬使用に影響を与えた法令として、幕府継飛脚に関する天和三年（一六八三）四月二五日「公儀御用物送り方の事」に、当職・毛利外記の次のような指示がある。

御伝馬駄賃馬の分有之事ニ候得共、駄賃銀払可申と於申二ハ請取せ可被申、此方より駄賃銀の事申二ハ不及候、此段目代共え能々可被申聞事⁽⁵⁾

つまり、御定賃銀支払いは通行者の意志に任せよとの命令である

表16 萩藩「宰判宿駅」における特権通行の人馬使用

①文政4年(1821)8月長崎奉行土方出雲守下り通行

先触人馬数(御用人馬御定賃銭通行)

区 分	人足	馬	備 考
前日立/御定賃銭	13	2	軽尻2
当日立/御定賃銭	202	32	本馬15、軽尻17
計	215	34	

実際使用人馬数と支払

宿駅休泊日程	人足	馬	支払	総人数(供立)
8.25 小郡宿 休	747	75	記載なし	222人、馬2疋
8.25 船木宿 泊	798 前日(33)	87 前日(4)	記載なし	239人、馬2疋 (前日11人)
8.26 吉田宿 休	645 前日(23)	58 前日(4)	前日23人分払	243人、馬2疋 (前日11人)

注) 1. 本表は山口県文書館所蔵、文政4年「長崎奉行通行一件」による。
2. 同行の勘定方・原田又四郎は証文無賃人馬数2人・3疋、御定賃銭人足3人、普請方木村甚十郎は証文無賃馬1疋、ほかに軽尻2疋、御定賃銭人足3人を使用する特権が許可されていた。

②天保9年(1838)閏4月公儀目付徳山五兵衛上り通行

先触人馬数(朱印人馬無賃通行)

区 分	人馬数等
朱印人馬/無賃	8人、5疋 8人は長持2棹持人足
証文人馬/無賃	御用長持1棹持人足
賃人馬/御定賃銭	50人、本馬4疋

実際使用人馬数と支払

宿駅休泊日程	人足	馬	支払	総人数(供立)
閏4.12 小郡宿 休	304	36	記載なし	85人、馬1疋
閏4.11 船木宿 泊	315	35	記載なし	55人、馬1疋
閏4.11 吉田宿 泊	309	33	50人2疋分 丁銭3520文	69人、馬1疋

注) 1. 本表は山口県文書館所蔵、天保8~9年「幕府目付役徳山九(五)兵衛長崎往返一件」による。収録史料の名前表記は徳山五兵衛、九兵衛は題箋の表記。
2. 同行の徒目付・横山為次郎、吉川十郎兵衛の先触人馬数は、それぞれ証文無賃人馬2人・2疋と御用物持人足2人、御定賃銭人足2人、また、小人目付・鈴木金十郎外3名は証文無賃馬1疋、ほかに軽尻2疋であった。

が、その後の山陽道通行量の増大や通行者側の人馬使用の慣行とあいまって範囲が拡大され、主要な幕府御用通行や薩摩藩主のようにそれに準ずる待遇を受けた特権通行者への無賃御馳走人馬の提供は萩藩においても慣例となったことが考えられよう。

「宰判助郷」村が出人馬に補償した足銀額は、無賃御馳走人馬使用を許容された幕府御用通行において高額であり、参勤交代大名・

京家の通行はそれより低額であった。このことは後者の通行において、通行者によるなんからの御定賃銭支払いがあったことを示唆するものではないだろうか。

ちなみに、弘化二年(一八四五)小郡宿の宿役人(目代・年寄)と下郷庄屋が大庄屋に上申した嘆願書(「御願申上候事」)によれば、前書に「津市目代所難渋」による仕組はすでに明和六年、安永三年から行われていたことを述べ、一つ書の冒頭の箇条に次のように記している。

- 一 公料御役人様・諸家様御家中其外御往来御入用之人馬払付之儀ハ是迄之通御法相守継立勿論之儀ニ奉存候事
- 一 御諸士中様・御陪臣衆、其外諸寺院駕籠乗之御面々年増多く相成操出し差間ニおよひ候二付、以来御奉書夫之外ハ駕籠夫ニ限り賃銭五割増被仰付候様奉存候事

最初の箇条は山陽道特権通行の「公料御役人様・諸家様御家中」等の「御入用之人馬払付」は、従前からの「御法」を遵守するという誓約条項である。次の箇条は萩藩自国関係者の人馬使用について、藩当局の使用許可書による「御奉書夫」以外は「駕籠

夫」に限り御定賃銭「五割増」、つまり使用人馬の「相對賃銭」払いとする要求条項である。歎願はこのほか八項目に及ぶが、同年一月郡奉行・香川作兵衛の小郡代官・桂小三郎宛て沙汰書には「他国人之儀ハ是迄之通」と指示されている。

藤澤氏はこのことについて、明和三年沙汰書に示された萩藩主の自領内通行における御定賃銭人馬使用が山陽道通行の「諸候・家中」及び自国関係者にも適用されたことを示すものと判断している⁵⁷⁾。弘化二年からの相對雇いも後者の駕籠夫使用に限られた。

ただし、天和三年の指示は右の通行にも少なからず影響を与え、萩藩においては、使用人馬の一部に御定賃銭を支払うという特権通行者の人馬使用が慣例になっていたことも考えられる。

2 文久三年以降の宿駅利用者の変化

幕末維新期の山陽道小郡宿の通行者は文久三年（一八六三）以降激変する。このことは前稿において考察した萩藩定法（公費支弁）による特権通行（幕府御用・参勤交代大名等）休泊経費の年度別決算書（「請払」）である「公料御役人様其外御通路諸入目帳」によっても知られる。「御通路諸入目帳」はその後も文久三年分と元治元年分が伝存している⁵⁸⁾。林勇蔵は元治元年（一八六四）九月～慶応三年（一八六七）八月は大庄屋職であり、慶応元年分以降この決算書は作成されなかったと考えられる。おそらく元治元年九月の御手悩み仕組立による変更であろう。

ただし、定法の休泊経費補償額計五四石三斗六升四合（三費目）のうち郡費支出分の「大公儀御役人様并御大名様方御通路諸入目」一二石は前掲「郡配当請払一紙」によって慶応二年分までの支給を確認できる。しかし、同じく定払修甫の「長崎御奉行御通路干肴代」一石四斗（二石の三步引）は「小郡諸修補請払御算用一紙」の費目から消えている。

文久三年分の通行者は計二八通行のうち福岡藩若殿松平下野守の上下通行、勅使家中通行がみられるが、ほとんどは萩藩三支藩主・若殿の移動（主に山口―在所）と公儀・他藩からの使者・飛脚等の賄入目であった。元治元年分は表17のように、費目一九件、通行数二〇（No.4・6・7の込合通行を含む）のうち支藩主・若殿一行一四通行（長府・清末支藩主一二、徳山支藩主若殿二）で、文久三年四月萩藩府の山口への移転に伴う引越であった。いずれも宿札または御茶代を支払っている。萩藩家中三通行を合わせると賄入目の約八一%を占めた。一方、公儀・他藩使者は三通行にすぎなかった。

ちなみに、慶応三年二月小郡宿本陣・三原屋助一郎が提出した本陣改築願に、これまで「御大名様方御休泊之節被下置候御宿札之甘キ」^{くつき}によって小修繕・修復を行い、屋敷地・畠の年貢米銀、家族の養育等にも当ててきたが、「近年以御大名様方其外御通路一行無御座二付」修復の余力もない困窮事態に陥ったことが縷々述べられている⁵⁹⁾。このような変化は、文久二年閏八月幕府による参勤交代制の緩和（三年に一回出府、大名妻子の帰国許可等）、同三年五月攘

夷戦以降の萩藩の「異変」によるものであり、「宰判宿駅」の継送りは自国藩内通行者の輸送負担へと転換することになった。

3 自国藩内通行者の人馬使用と足銀負担

それでは、萩藩幕末異変時の自国藩内通行者の実際人馬使用―使用人馬数、人馬賃銭支払い、「足銀」（間欠銀）負担―はどのようなものであったであろうか。それを知りうるのは慶応元年（一八六五）一月付「小郡津市宿当五月より十月迄臨時人馬継立賃銀仕出帳」⁽⁶⁾のみで、ちょうど第二次長州征討（六〇八月）の時期に当たる。

帳末に、慶応元年五か月分（五月六日～一〇月二三日）の「臨時人馬継立」不足銀について、算用方・寺島へ「諸郡御押し」による補償申請をした大庄屋・林勇蔵の奥書が記されている。

合 人足 千八百四拾六人
馬 貳百貳拾九疋
足銀 拾三貫九百八匁分五厘

右小郡津市駅二而丑五月六日より十月二十三日迄臨時人馬継立賃銀之内二而五割増賃銭差引残前書之通御座候、然ル所近年殊之外御通路繁、宿人馬日々継立之分御末家様方、法縁之御方々様御通路人馬賃銀前書之通御座候而、南前御通路筋計り二而者片痛ミ相成候、何卒格別之御心入を以諸郡御押二被仰付候様奉願上候、此段宜被成御沙汰可被遣候、以上

表17 小郡宿元治元年分休泊入目「払」内訳

(入目単位：匁)

No.	「払」内訳	入目銀	小割帳作成者	林家文書小割帳	
				整理番号	宿礼・御茶代
1	長崎目付浅野一学昼休間欠銀5397匁を午年より無利10年賦にて貸下、子年7年目上納銀	53.97			
2	毛利讃岐守、元治元.9.19山口へ引越、御茶屋小休諸入目	46.07	御茶屋番・林良平	622-02	御茶代金50疋
3	毛利讃岐守、元治2.1.29山口より清末へ帰り、御茶屋小休諸入目	24.47	御茶屋番・林良平	621-24	御茶代金50疋
4	毛利左京亮、元治2.3.6山口へ引越、御茶屋昼休諸入目 毛利讃岐守、元治2.3.6山口へ引越、御茶屋昼休諸入目	65.80	御茶屋番・林良平	622-03	御茶代金200疋・100疋
5	[毛利讃岐守]、元治2.3.24山口より清末へ帰り、御茶屋小休諸入目	41.40	御茶屋番・林良平	621-07	御茶料金2朱
6	毛利左京亮、元治2.閏5.12山口へ引越、御茶屋昼休諸入目 毛利讃岐守、元治2.閏5.12山口へ引越、御茶屋昼休諸入目	94.40	御茶屋番・林良平	622-04	御茶料金200疋・100疋
7	毛利左京亮、慶応元.閏5.27山口より長府・清末へ帰り、御茶屋小休 毛利讃岐守、慶応元.閏5.27山口より長府・清末へ帰り、御茶屋小休	57.30	御茶屋番・林良平	621-08	御茶料金100疋・50疋
8	毛利平六郎、慶応元.7.11長府より徳山へ帰り、御茶屋昼休、諸仕構入目	103.20	御茶屋番・林良平	621-09	御茶料金100疋
9	毛利平六郎、慶応元.7.11 同上、賄入目(昼賄)	97.88	御茶屋番・林良平	621-10	
10	毛利讃岐守、慶応元.7.19山口へ引越、御茶屋泊り	148.90	御茶屋番・林良平	622-05	宿礼金200疋
11	毛利左京亮、[慶応元] 7.21茶屋昼休	75.10	御茶屋番・林良平		
12	毛利讃岐守、慶応元.8.16山口より清末へ帰り、御茶屋小休	35.10	御茶屋番・林良平	621-11	宿礼金2朱
13	筑州月形洗蔵・伊丹真一郎、上下5人、津市諸入目	54.80	目代・豊助		
14	異変の節築屋孫次郎津市出張賄仕出、[慶応元] 7.24～8.18町方仕出	657.60			
15	大公儀目付山口へ、目代豊輔山口表へ人馬払一差越諸入目	229.92	[目代]・豊輔		
16	異変につき熊谷甚登美・岡五兵衛徳山より津市出張諸入目、町方仕出	931.00	町年寄		
17	工藤勘兵衛方にて異変中追々宿仕出	299.58	目代・石井清作		
18	三條様内森寺大和守、筑州飛脚、其外津市泊り諸入目、目代仕出	112.13	目代・石井清作		
19	津市諸宿賄払二付、内夫通いにて難渋申立、迷惑へ対し被立下候分	179.68			
	合 計	3308.30			

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵林家文書の次の史料による。
 ・慶応元年8月「元治元年子年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」大庄屋・林勇蔵(控、613-18)。
 ・奥書は算用方：寺島太治郎・野村平蔵・伊藤甲三郎、代官：北川清助・井上開多・市川文作・渡辺源右衛門。
 2. 小割帳の表題は省略した。整理番号によって林家文書目録DBで確認することができる。

丑十一月

大庄屋

林勇藏 印

寺島太次郎殿

「臨時人馬継立賃銀」を「南前御通路筋計二而者片痛ミ相成候」と、南前地域宰判の負担緩和を図り「諸郡御押し」とする申請であることから、表1の「臨時人馬賃」に相当するものであろう。慶応元年分「臨時人馬賃」は二四貫五三匁余で、元治元々明治二年分総額の約三五%、年別では最多であった。右の五か月分の継立人馬数(一八四六人、二二九疋)の「足銀」計二三貫九〇八匁余は、この年一年分の約五七%に相当する。

自国藩内通行者の通行は、表18の①諸隊と②分家に分けられる。全体で見ると、継送り出人馬の規模は人足換算(馬一疋⇨人足二人)にして二三〇四人、足銀総額は二三貫九〇八匁余で、人別足銀は約六匁、米にして人別二・三升余(慶応元年御買米値段、石別二五八・四匁⁽⁴⁾)であった。①諸隊の使用人馬は同様に八〇六人・三五%、足銀計二三%、人別足銀約四匁で米一・五升相当、②分家の使用人馬は同様に一四九八人・六五%、足銀計七七%、人別足銀は約七匁、米二・七升相当であった。諸隊と分家で異なるこのような足銀負担の違いについて、その要因を表18によって検討してみよう。

まず、①の諸隊は攘夷戦に伴う八幡隊・遊撃隊・萩野隊・集義隊・奇兵隊の武器・荷物の輸送等計三七通行で萩藩家中の通行である。

九〇

行先の範囲は小郡宰判内の黒川村、祢宜(二島村の字地)、大里(二島村の字地)、下津令(白道村の異称)、及び隣接宰判の村・町―北は山口宰判山口町、東は三田尻宰判三田尻町、西は船木宰判山中村―であった。使用人馬総数は人足四一四人、馬一九六疋で馬の使用が多いが、最多で四〇人二八疋、平均では一人五疋で宿役人馬数二五人二五疋の範囲内の使用であり、それを越える通行はわずか(人足四、馬一通行)であった。所定の人馬賃銀は表示のように、人足一人当たり黒川行三・五匁、大里行四匁、祢宜・山中行五匁、山口・下津令行六匁、三田尻行一〇匁、馬は人足の二倍であった。

諸隊通行の支払⇨受取賃銀は、勇藏の奥書に「臨時人馬継立賃銀之内二而五割増賃銀差引残」とあるように、分家通行の御定元賃銀の五割増賃銀(人足四二⇨二〇文、馬は倍額)が適用された。例えば山口町行人足七二文は分家通行四八文の一・五倍である。

上述のように萩藩自国関係者には弘化二年以降、「駕籠夫」に限り御定賃銀「五割増」という条件付きの「相対賃銀」払いが命じられ、その後も五年の年限明けとともに更新された。右の「臨時人馬継立」五割増賃銀はこのような動向を反映したものであろうが、人馬ともに銀換算で所定賃銀の一三%余に過ぎない低額賃銀であった。その結果、差額の足銀は約八七%の高額負担となった。

②の分家九通行は文久三年(一八六三)四月萩藩府の山口への移転に伴う支藩主―長府藩主毛利左京亮(五万石)・清末藩主毛利讃岐守(二万石)の引越し往復通行と徳山藩(三万石)若殿の帰府通

表18 小郡宿臨時人馬繼立賃銀仕出（慶応元年5～10月）

①諸隊

No.	月日	通行者・用務	送り先	人足賃銀			人足受取賃銀			人足足銀		馬賃銀		馬受取賃銀		馬足足銀	
				人数	単価	計	単価	同銀	1人当	計	馬数	単価	単価	同銀	1人当	計	
1	5.7	八幡隊 山口へ出張	黒川	7	3.5	24.5	42	0.47	3.03	21.21	3	7	84	0.93	6.07	18.21	
2	5.8	遊撃軍 後藤源造様其外継立	山中	7	5	35	60	0.67	4.33	30.31							
3	5.9	勘場より山口武具方迄荷物送り	山口	8	6	48	72	0.8	5.2	41.60							
4	5.10	八幡隊 棹もの其外	黒川	6	3.5	21	42	0.47	3.03	18.18							
5	5.12	萩野隊 荷物送り	下津令	21	6	126	72	0.8	5.2	109.20							
6	5.25	集義隊 弾薬その外送り	山中								3	10	120	1.33	8.67	26.01	
7	5.28	八幡隊 荷物継立	大里	8	4	32	48	0.53	3.47	27.76							
8	閏5.1	八幡隊 柳井田関門より 同上	三田尻	11	10	110	120	1.33	8.67	95.37	14	20	240	2.60	17.33	242.62	
9	閏5.10	病院荷物 新町より送り	山中	10	5	50	42	0.47	4.33	43.30	5	10	120	1.33	8.67	43.35	
10	閏5.27	奇兵隊 山口へ出張	黒川	16	3.5	56	42	0.47	3.03	48.48							
11	6.4	奇兵隊 山口へ出張	黒川	22	3.5	77	42	0.47	3.03	66.66	15	7	84	0.93	6.07	91.05	
12	6.4	奇兵隊 吉田へ帰り	山中	40	5	200	60	0.67	4.33	173.20	11	10	120	1.33	8.67	95.37	
13	6.6	八幡隊 荷物送り	祢宜	12	5	60	60	0.67	4.33	51.96	8	10	120	1.33	8.67	69.36	
14	6.6	八幡隊 □□その外	黒川	12	3.5	42	42	0.47	3.03	36.36	4	7	84	0.93	6.07	24.28	
15	6.11	八幡隊 荷物送り	黒川								4	7	84	0.93	6.07	24.28	
16	6.11	八幡隊 荷物送り	大里								4	8	96	1.07	6.93	27.72	
17	7.9	奇兵隊 玉薬その外送り	山中								4	10	120	1.33	8.67	34.68	
18	7.16	集義隊 荷物送り	山中	20	5	100	60	0.67	4.33	86.60	5	10	120	1.33	8.67	43.35	
19	7.25	八幡隊 シライカ道具送り立	祢宜	8	4	32	48	0.53	3.47	27.76							
20	8.1	奇兵隊 交代	山中	21	5	105	60	0.67	4.33	90.93	19	10	120	1.33	8.67	164.73	
21	8.6	八幡隊 荷物送り	黒川	8	3.5	28	42	0.47	3.03	24.24	5	7	84	0.93	6.07	30.35	
22	8.6	八幡隊 荷物送り	祢宜	9	5	45	60	0.67	4.33	38.97	5	10	120	1.33	8.67	43.35	
23	8.11	奇兵隊 交代荷物送り	黒川	34	3.5	119	42	0.47	3.03	103.02	28	7	84	0.93	6.07	169.96	
24	8.12	八幡隊 荷物送り	大里	8	4	32	48	0.53	3.47	27.76	5	8	96	1.07	6.93	34.65	
25	8.29	奇兵隊 御用物送り	黒川								8	7	84	0.93	6.07	48.56	
26	9.12	奇兵隊 御用物送り	黒川	6	3.5	21	42	0.47	3.03	18.18							
27	9.12	集義隊 長持式棹送り	山中	12	5	60	60	0.67	4.33	51.96							
28	9.12	八幡隊 長持四棹送り	大里	28	4	112	48	0.53	3.47	97.16							
29	9.13	八幡隊 大砲その外送り	大里	11	4	44	48	0.53	3.47	38.17	5	8	96	1.07	6.93	34.65	
30	9.18	集義隊 長持二棹その外送り	山中	6	5	30	60	0.67	4.33	25.98							
31	10.1	奇兵隊 山口交代	黒川	26	3.5	91	42	0.47	3.03	78.78	12	7	84	0.93	6.07	72.84	
32	10.1	奇兵隊 山口交代	山中	15	5	75	60	0.67	4.33	64.95	8	10	120	1.33	8.67	69.36	
33	10.6	八幡隊 山口交代	大里	13	4	52	48	0.53	3.47	45.11							
34	10.6	八幡隊 山口交代	祢宜								6	10	120	1.33	8.67	52.02	
35	10.9	八幡隊 山口交代	黒川	9	3.5	31.5	42	0.47	3.03	27.27	5	7	84	0.93	6.07	30.35	
36	10.15	奇兵隊 器械その外送り	山中								5	10	120	1.33	8.67	43.35	
37	10.23	奇兵隊 器械その外送り	山中								5	10	120	1.33	8.67	43.35	
合 計				414						1610.43	196					1577.80	

②分家

No.	月日	通行者・用務	送り先	人足賃銀			人足受取賃銀			人足足銀		馬賃銀		馬受取賃銀		馬足足銀	
				人数	単価	計	単価	支払数	計	同銀	計	馬数	単価	単価	同銀	1人当	計
1	閏5.12	長府様 山口へ	山口	276	6	1,656.00	48	173	8,304	92.27	1,563.73	8	12	96	1.07	10.93	87.44
2	閏5.12	清末様 山口へ	山口	121	6	726.00	48	89	4,272	47.46	678.54	3	12	96	1.07	10.93	32.79
3	閏5.13	長府様より山口へ 4斗樽その外送り	黒川	57	3.5	199.50	28	35	988	10.89	188.61						
4	閏5.27	長府様 婦府	船木	319	10	3,190.00	80	215	17,200	191.10	2,998.90	8	20	160	1.78	18.22	145.76
5	閏5.27	清末様 婦府	船木	128	10	1,280.00	80	77	6,160	68.44	1,211.56	4	20	160	1.78	18.22	72.88
6	7.11	徳山若殿長府より帰り	宮市	56	9	504.00	—	0	—	—	504.00	1	18				18
7	7.20	長府様 山口へ	山口	248	6	1,488.00	48	142	6,816	75.73	1,412.27	3	12	96	1.07	10.93	32.79
8	7.20	清末様 山口へ	山口	127	6	762.00	48	71	3,408	37.87	724.13	2	12	96	1.07	10.93	21.86
9	8.16	清末様 婦府	船木	100	10	1,000.00	80	52	4,160	46.22	953.78	4	20	160	1.78	18.22	72.88
合 計				1,432		10,805.50		854		569.98	10,235.52	33					484.40

注) 1. 本表は山口大学総合図書館所蔵、林家文書の次の史料による。
 ・慶応元年11月「小郡津市宿当五月より十月迄臨時人馬繼立賃銀仕出帳」大庄屋・林勇蔵(642-02)
 2. 送り先の「下津令」は台道村の異称、祢宜(ねぎ)・大里(おおり)は二島村の字地。
 3. 人足数計1,846人(諸隊414+分家1,432)、馬数計229疋(諸隊196+分家33)、足銀計13,908.15匁(諸隊3,188.23匁+分家10,719.92匁)

行（宮市まで）である。長府・清末両藩主の引越し通行については表17の休泊入目訳によっても確認できる。使用人馬総数は人足一四三二人三三疋で人足使用が多く、最多は三一九人八疋、平均一五九人三六疋で、馬は宿役二五疋内の使用であるが、人足はいずれも宿役二五人をかなり越え宰判諸村からの出人馬が必要であった。所定の人馬賃銀は、小郡宿から五里の船木宿まで人足一〇匁、同じく四・五里の宮市行きは九匁（いずれも一里二匁の計算）、山口行は諸隊と同額の六匁で、馬は人足の倍額であった。

人馬賃銀の諸隊との違いは、まず、分家通行における支払⁶⁵受取賃銀の単価が御定元賃銀であり、その五割増賃銀が諸隊通行支払賃銀に適用されていることである。船木宿行一人八〇文は一里につき一六文の計算になり、正徳三年（一七二三）改めの「国中人馬賃銀」の基準がそのまま据え置かれている。このため実質的には人馬賃銀の一分にも満たない（八・九%）諸隊の場合よりさらに低廉な御定賃銀であった。

また、御定元賃銀による人足賃銀の支払いは使用人足数の五〇〜七〇%前後、平均約六〇%で、徳山若殿の無賃通行（五六人）を除いても六一%に過ぎなかった。その結果、差額の足銀負担は、人足は所定の人馬賃銀の九四・七%、馬は九一%で、諸隊の場合よりさらに高額負担となった。

藤澤氏前掲書によれば、幕府は直轄の五街道において特権通行のうち「諸侯・家中御定賃銀通行類型」の人馬使用に対し、万治〜天

和三年（一六八三）の間に特権である御定賃銀使用人馬数を東海道は一宿一日五〇人五〇疋、その他の街道は二五人二五疋に規制し、この規制数超過分は相対賃銀を支払うべきものとした。この基本的規制を厳守させるため通行前後日の「割遣」が許されていたが、享和以降「家中半減遣」が付加規制として加えられた⁶⁶。

小郡宿では宿役二五人二五疋が常備されていたが、慶応元年の臨時人馬継立は、諸隊（家中）・分家（諸侯）とも、その人馬遣いに右の幕府の基本的規制は適用されず、藤澤氏が指摘したように、物価の高騰に対応した御定賃銀の段階的割増や宿役超過分への相対賃銀支払いは行われなかった⁶⁶。かつ右の分家通行は御定元賃銀据置のまま、恣意的な一部支払いが慣行となっていたことを示す一例であり、上述の萩藩天和三年指示の顕著な影響が伺われる。

幕末維新にいたるまでこのような宰判の宿駅・助郷に負担を転化する人馬使用が維持されたことは、大庄屋・林勇蔵の立場と視点からすれば、宿役人馬遣いの慣行の意義を問うことになるのは当然のなりゆきであったであろう。

むすびにかえて

— 明治新政府の宿駅改廃と「宰判宿駅」の意義 —

本稿は萩藩山陽道の「宰判宿駅」としての小郡宿の運輸（継送り）・通信（幕府継飛脚）機能と経費負担の問題について、先行研究の成果を得ながら幕末維新时期を中心に考察を試みた。ただし、視点は筆

者の師藤澤晋氏の提示した近世封建交通の構造的把握を目的とする立場からのものである。

前稿において小郡宿の休泊機能と経費負担の問題について天明以降幕末期の考察を試みた成果とあわせて、本稿では「宰判宿駅」所在の諸村は、宰判制度のもとで「宰判助郷」と呼ぶにふさわしい固有性がみられることを指摘した。特権通行継送りによる高額人馬賃銀の負担は休泊以上に宿駅機能の維持にかかわる難題であった。

小郡宿の「宰判宿駅」及び「宰判助郷」では、大庄屋主導のもとで宰判の勘場組織により運輸（継送り）・通信（継飛脚）・休泊の主機能が運営されたが、継送りにおいては、宰判諸村の「助郷一円化」といえるような地方組織の編成と固有の負担方式によって右の課題への対処を実行していた。とくに経費負担については、萩藩主の人馬賃銀をはじめ、山陽道通行の特権通行者、文久三年以降の政治・軍事事情の変化による自国藩内通行者ものを含め、現石高を基準とした宰判レベルの割符方式による継送り出人馬と人馬賃銀負担の均等化を基軸に、「足役貫」^{あしやくくわん}による村方への賦課と村方出人馬の労働相当賃金の補償、郡費負担システムを活用した人馬賃銀「諸郡御押し」による宰判の相互負担緩和方式で構成された、いわば体系化された経費負担システムの構築と運用に特徴がみられた。

このような相互補償方式は、萩藩の宰判財政システムに固有の修甫（修補）制度による相互扶助を発展させたものであろう。

ただし、右の理解は、今回交通夫役に関する又野論文をフォロー

する余裕がなかったこともあり今後の検証が必要である。

「助郷一円化」については、山本弘文氏の著書によって明治新政府の宿駅制度改廃政策との関連でさらに指摘しておきたい。

明治新政府は戊辰戦争の軍事輸送を契機に、慶応元年閏四月駅通司を設置し旧来の宿駅制度の改革に着手したが、発足直後の重要な施策は次の駅通司布告による宿・助郷の組替えであった。

駅通司布告

元年五月八日
諸道駅郷へ

- 一 近來物価騰貴之上、五畿七道追々往來繁多二相成、宿駅助郷共次第二困窮、可及離散之体難捨置、依テ左之通被仰出。
- 一 是迄宿駅助郷之村々入雜リ平等ナラサルニ付、今般相改、宿駅最寄次第、御領ヲ始メ宮、堂上方領、社寺領ニ至ル迄、凡ソ東海道二七万石、中山道二三五万石、其余脇街道二一万石程、高四分勤之見積ヲ以テ、先ツ一箇年之間、一円助郷二組込候事。但下情熟察之上、追テ永世之良法御確定之事。
- 一 宿駅助郷常々不相合、其間之雜費不少、且ツ定賃錢ニテハ人馬調ヒ不申、宿駅ニテ多分足シ錢相掛候ニ付、仍テ以來ハ宿駅助郷ヲ一体ニ為シテ其費ヲ省キ、人馬ハ人別ニ応シテ出サセ、足シ錢ハ石高二応シテ出サセ候事。
- 一 此度格別之御趣意ニ依リ、無賃人馬、木錢、米代之休泊等一切不相成、并ニ諸家御定人馬遣高御制限モ追々可被仰出候間、

宿駅ニ於テモ其意ヲ体シ、雇賃錢、宿料等時之相場ニ応シ可成丈相減シ、区々不相成様、宿々家毎二張紙ニ認置可申、万一過分之取方、見掛取等之儀有之候ハ、急度其咎可申付事。

〔法規分類大全〕運輸門、駅通、一七五—一七六頁)

つまり、旧来の宿駅制度の根幹であった宿駅常備人馬と付属助郷による補完の体系を改変して、宿・助郷を一体化し、街道別に勤高を編成して助郷村の拡大と再編成により負担を平等に賦課し、従前の負担割当をめぐる宿・助郷の対立を解消するとともに輸送量増大を図ろうとしたものであった。しかし、時価をはるかに下回る御定賃錢による継立と一円化による負担範囲の拡大実施は、新たに編成された諸村の強い抵抗により当初から難航をきわめ、その後混乱と錯誤を繰り返しながら明治三年二月には「一円助郷化」政策の放棄を余儀なくされ、五年八月末宿駅制度廃止にいたるのである。⁶⁷⁾

本稿で考察した萩藩の「宰判助郷」の編成と継送り負担機能は、藩政時代においてすでに新政府の施策の趣旨を独自に実現していたといっても過言ではないであろう。

宿・助郷の一体化についても、小郡宿では、宰判大庄屋・林勇蔵に代表される「宰判宿駅」管轄運営責任者の判断により諸村出人馬を動員して宿役を補完する人馬継立が展開されていた状況について指摘したが、このことに関して若干付加しておきたい。

本稿で考察した林勇蔵の一件文書「津市宿人馬所賃銀仕詰」は、

実は小郡宰判が幕末維新期に「難渋出銀」した元治元々明治二年分の小郡宿人馬賃銀を転用し、部内樫野川等の治水対策資金に当てる目論見のために作成されたものであった。袋入り文書のもう一つのもともまりはこのことに関する勇蔵の手稿一七点で、「明治七戌三月より同七月五日ニ至ル迄人馬所件控」の表題のある冊子と五綴一一通(本稿で考察した史料を含む)の書付類が残されている。

これらの史料は周知の千歳浜築立に関するもので、本稿ではその検討を行うゆとりはないが、民事局との交渉過程で興味深いやりとりが残されている。

明治二年一月に諸郡勸農大庄屋・林勇蔵ら旧小郡宰判勘場役人一四名(当初、のち一二名)の有志(「地下頭立候者」は本郷秋穂浦地続きの干潟に塩浜六〇町歩を「自力」で造築し(「御馳走開作」)、明治三年から二五年の歛下年期で、同二七年完成後はその税金(「所務米銀」)を「諸川浚修甫」の名目にして「樫野川浚漂費」に充当する許可を得ていた。⁶⁸⁾

勇蔵は二年一月付けで民事局から「世話方大頭取」に任じられ、⁶⁹⁾ 一名の有志と協議のうえ、三年には三万円余を自弁し二〇町歩の潮留堤防を築いて旧藩主から「千歳浜」の名称を与えられた。⁷⁰⁾

そこで小郡宿人馬賃銀仕詰分をこの千歳浜に塩浜一枚半を造築するための資金に当てるために明治四年の上申書を提出したが、民事局役人の対応は事前の根回しも反古にし、戒告処分と一割の利息付きで返納を命じるもので、⁷¹⁾ 勇蔵らの計画は頓挫する。問題にされた

のは四年の上申書において小郡宰判が人馬賃銀「諸郡御押し」による慶応元年分の割戻し分等を諸村へ割符せず、「人馬所式ノ割」の事業資金の一部に充てて運用してきたことを述べたことによる。

民事局は翌年「下ヶ紙」で五箇条にわたり旧来の宿駅制度の名目を楯に「諸郡御押し」の目的外使用を追求した⁷²。勇蔵らはひるまず、「元来前頭人馬賃銀之儀者諸村人別江其都度々々割戻可仕筋を諸川水害予防之ため部中一統之志願を以遣払仕置候⁷³」と反論している。

このような宰判地方役人の地域開発を目的とした資金運用活動の意義については又野論文（註「9」）に詳論されている。

本稿では、右の民事局の指摘事項のなかで、「宰判宿駅」小郡宿においては、助郷諸村が宿役をカバーする一体的な運用実態があり、旧藩庁役人もその実績を認めていたことが示されていることを指摘しておきたい（註「72」「73」参照）。

なお、萩藩自国藩内通行に関して、森下徹氏の史料解説（「山口宰判本控」）によれば、萩往還（萩―三田尻）の最大の宿場町山口町は領内屈指の公用通行量により宿駅負担の大きさも最大規模とされ（上述の天保一二年山口宰判「足役押し」、石当り六・三升）、小郡宿とは異なり、目代所の送り人馬役負担が維新期にいたるまで解決困難な課題となっていた⁷⁴。

最後に、三年間にわたり山口大学図書館職員OBの一員である筆者に本誌への寄稿を、また昨年一二月一五日開催の第4回やまぐち学シンポジウム「萩藩研究の新展開Ⅱ」における報告の機会を与え

ていただいたことに深謝申し上げたい。

そして、この間多大の御支援と貴重な御教示をいただいた田中誠二・木部和昭両教授、及び山口大学総合図書館の皆さんの御協力・御援助に心より謝辞を表する次第である。

註

（1）拙稿「林勇蔵家の歴代履歴と累積文書について―林家文書目録データベースによる再見―」『やまぐち学の構築』第七号、二〇〇一年三月、六五―一〇〇頁。

（2）拙稿「林家文書の小郡宿史料群―宰判大庄屋と山陽道宿駅の運営―」『やまぐち学の構築』第八号、二〇〇二年三月、五一―八九頁。

（3）藤澤晋『近世封建交通史の構造的研究』（一九七七年、福武書店）、六〇三―八〇七頁、第三編山陽道における特権通行の人馬使用形態と出役人馬割賦賃銭、ならびに継送り側の経済的負担の構造。

（4）横長帳二冊と書状二通がある。横長帳のうち「元治元子九月より明治三年八月迄 津市宿方人馬米銀仕詰附立 小郡」の内容は明治元年までで、筆跡から仕組方・林良平の草稿と推定され、表紙に朱書で「明治四未六月十八日相調候帳、表方仕詰・正仕詰・触込ミ人馬仕詰三廉仕詰括り帳」の書入れがある。他の一冊は大庄屋・林勇蔵作成の「元治元子年より慶応二寅年分迄三ヶ年分 津市人馬所後米銀ニして諸村より貫立米銀請払帳」（本文六六頁参照）。

- (5) 前掲註(1)、七七〜七九頁、「表2 林家履歴―10代林勇蔵の大庄屋就任以降―」。
- (6) 山崎一郎「毛利家文庫・法令一三八「諸御書付」について」(『山口県文書館研究紀要』第二五号、一九九八年三月、八一〜九九頁)、九四〜九六頁、明和年間の鹿野代官所文書目録に「根御証拠物」を「継立」てた形態の文書が「繰帳」と表記され「継立物」をさすことが示されている。この形態は関連する一紙形態文書をまとめて分散を防ぐことができ、利用時にいちいち展開する手間や書き写す時間・経費を省ける等の利点があるが、経年変化により貼継目がはがれるという保存上の問題点も指摘されている。
- (7) 上申書の下書草案一通と未一二月付け仕組方・林良平の草案一綴がある。
- (8) 巻末に「昭和十四年九月依林勇蔵手録本令謄写校合畢」の書入がある。
- (9) 小川国治「近世後期の山陽道」(『山陽道 歴史の道調査報告書』一九八三年、山口県教育委員会)、三〇〜三六頁。又野誠「元治〜慶応期長州藩農村の交通夫役負担と庄屋層の機能―小郡宰判を事例として―」、田中彰編『幕末維新の社会と思想』(一九九九年、吉川弘文館)、二二六〜二六九頁。
- (10) 本稿の表3・4によれば、元治元〜慶応元年の小郡宿年寄は「現勤」二名である。また、幕末維新期の小郡宿の目代は二名で、安政二〜文久元年は石井清作と源九郎(前掲註「2」による)、慶応元年は石井清作と大田屋豊助(前掲註「4」大庄屋・林勇蔵作成横長帳による)であった。本文の元治元年九月「御願申上候事」の宛名に目代・石井清作がみえない事情は不明である。
- (11) 証人庄屋二名の村名は山口大学総合図書館林家文書目録データベースによった。
- (12) 山口大学総合図書館所蔵、林家文書、八六〇―〇五、丑(慶応元年)一二月「御願申上候事」、大庄屋・林勇蔵「算用方」寺島太次郎宛。裏書に寅(慶応二年)八月、「郡奉行」伊勢新左衛門・玉木文之進の「代官」北川清助宛沙汰書が記されている。
- (13) 同右文書、八六〇―〇四、丑(慶応元年)一二月「御願申上候事」、大庄屋・林勇蔵「算用方」寺島太次郎宛。
- (14) 原史料の漢字表記は「掠了(または掠量)」であるが、田中誠二氏の御教示により「校了(量)」に修正した。「勘案する」の意。
- (15) 田中誠二「幕末期萩藩財政史研究序説」(『やまぐち学の構築』第七号、二〇一一年三月、一〜二五頁)、一六〜一七頁、「表(9) 元治元年請払」、及び一八頁。
- (16) 山口大学総合図書館所蔵、林家文書、五三七―二〇、寅(慶応二年)一二月「御願申上候事」、大庄屋・林勇蔵「算用方」寺島太次郎宛。八六〇―〇六、卯(慶応三年)一二月「御願申上候事」、大庄屋・秋本源太郎「算用方」寺島太次郎宛。
- (17) 同右文書、六四二―一一、慶応三年一二月「御願申上候事」、御恵米方・林勇蔵、大庄屋・秋本源太郎連署「算用方」寺島太次郎宛。

裏書に辰（慶応四年）二月、「郡奉行」小幡図書の沙汰書が記されている。

(18) 同右文書、五三〇―七四、明治二年八月「慶応四辰年分 小郡諸修補請払御算用一紙」御恵米方・林勇蔵。五三〇―七六、明治三年八月「明治二巳年分 小郡諸修補請払御算用一紙」御恵米方・林勇蔵。五三〇―七五、明治四年九月「明治三午年分 南吉敷諸修補請払御算用一紙」御恵米方・林勇蔵。

(19) 同右文書、六一九―二一、慶応二年八月「慶応元丑九月より同式寅八月迄 津市宿御仕組米銀仕詰帳」、人馬所仕組方・林良平、本間治郎兵衛。

(20) 前掲田中論文註(15)、二頁、「表(1) 借銀・馳走米・米価の推移」。南前地域の石別値段。北前・南前（日本海・瀬戸内）は萩藩の年貢津出しによる藩域区分。

(21) 石川卓美編『山口県近世史研究要覧』（一九七六年、マツノ書店）、七九―八〇頁、「宰判・裁判」（さいばん）の項。原義は支配・差配の意から起こり郡に類する意をもつようになった。一郡を一宰判とするものもあるが、むしろ郡の区域にこだわらず、立地条件によって一郡を二宰判とし、あるいは二郡の各部分を合して一宰判とされたものが多い。

例えば美祢郡は秋吉台を境に東側が前美祢、西側が先美祢と称されたが、前者は厚東川の上中流域に属し美祢宰判となり、後者は厚狭川の上中流域を占め厚狭郡の一部とともに吉田宰判となった（平

凡社『山口県の地名』）。厚狭郡は東部を厚東郡、西部を厚狭郡または厚西郡といい、東は船木宰判、西は吉田宰判となった（『防長風土注進案』第十六卷吉田宰判）。

(22) 山口県文書館編『萩藩四冊御書付』（一九六二年、山口県地方史学会）五四―五五頁、三ノ卷「地下諸沙汰記 明和三年（一七六六）」、11「御上下之節人馬賃銀の事」。

(23) 前掲註(2)、六三―六四頁、及び「表8 文政4年8月長崎奉行・土方出雲守下り通行の概要」。

(24) 藤澤前掲書、五九三―五九四頁、第二編第三章第四節山陽道における矢掛宿以外の宿駅の助郷、四萩藩内宿駅の宰判中助郷。

(25) 田中誠二「近世前期の山陽道」（『山陽道 歴史の道調査報告書』一九八三年、山口県教育委員会、二三―二九頁）、二八頁。

(26) 前掲註(22)。

(27) 八〇文銭（銀一匁 \parallel 八〇文）による銀価は通用銭に換算したうえで、銀銭相場（銭和市）により除して算出される。藩主通行人足賃銀「銭五匁」の銀換算は、五 \times 八〇文 \parallel 四〇〇文、幕末維新期の銭和市九〇文（銀一匁 \parallel 銭九〇文）による銀価は四〇〇 \div 九〇 \parallel 四・四四匁となる。馬の賃銀「銭一〇匁」はこの倍額になる。

(28) 前掲註(20)。石別値段、嘉永六年九七 \cdot 六匁、安政二年七〇 \cdot 九匁、文久元年二二九 \cdot 七匁。

(29) 同右。石別値段、慶応元年二五八 \cdot 四匁、同二年五〇七 \cdot 六匁。

(30) 山口大学総合図書館所蔵、林家文書、六四二―一〇一、元治元年一

二月「小郡御宰判亥年分人馬賃銀御下銀割符帳」大庄屋・林勇藏。

(31) 藤澤前掲書、八一〜八八頁、第一編第一章第五節寛政期の幕府御用三通行類型、二証文人馬無賃通行類型の構成。

(32) 前掲註(25)、二五〜二六頁。

(33) 前掲註(22)。

(34) 本文書の翻刻は『山口市史』史料編近世1(二〇〇八年、山口市編・刊)、五一七〜五一八頁、小郡宰判31「山陽道御用物送り費用地下割符の事」、文化二三年六月〜同一四年二月。

(35) 山口県文書館架蔵、石川淳彦著『萩藩職役人名辞典』(二〇一〇年、著者刊)によれば、算用方・守田惣兵衛は天明六年(一七八六)一月までに、奥阿武宰判・算用方、小郡宰判・算用方、三田尻宰判・下代を歴任している。小郡宰判五か宿の「天下御物送り」請負年次はこの手がかりだけでは特定できない。

(36) 藤澤前掲書、八〇九〜八四二頁、付編、継飛脚〓御状箱御用物通行。

(37) 山口県文書館所蔵、文政九〜一一年「小郡宰判本控」所収、子(文政一一年)ノ正月「覚」、大庄屋、本問庄左衛門 唐崎清左衛門宛。

(38) 同右、天明五〜六年「小郡宰判本控」所収、巳(天明五年)一月「覚」、[代官]石川伝左衛門 [郡奉行]戸田九郎左衛門宛。

(39) 田中誠二「萩藩郡村費の研究」(『近世の検地と年貢』、一九九六年、塙書房、第八章、三二九〜三八五頁)、三六八頁、天保一二年「防

長両国郷村手鑑」(山口県文書館所蔵)によれば「足役押し貫之事」

は「村々人馬送り役并諸御普請出夫後口米、諸役人泊り宿内夫通ひ、或ハ畔頭組別十人頭証人百姓等申談入目其外一切、百姓之役目二相当候道作り夫等を、畔頭之組別二而押シ貫立候事」と説明されている。

(40) 前掲註(21)、九五頁、「証人百姓」(しようにんひやくしょう)の項。百姓の総代で、畔頭の一組ごとに頭百姓の中から選出され、畔頭元で諸入目、足役押、その外諸割符の補佐を行った。一年交代で代官所から任命された。

(41) 田中前掲書、註(39)、三六七頁。

(42) 前掲註(2)、六九〜七二頁、及び「表12 文久元年分の幕府御用通行休泊入目及び「賄入目」割合」。

(43) 本稿表7では文久元年分「人馬賃銀割賦額」の「差引残り貫立分」は一三一四〇・六六七匁、宰判現石高(五四五三八・四八石)による石当りは〇・二四匁となる。「人馬足役押帳」の〇・六匁との相違は不明である。

(44) 田中前掲書、註(39)、三七〇〜三七二頁、及び「表(9) 天保手鑑足役ならし」。

(45) 前掲註(20)、(28)。

(46) 山口大学総合図書館所蔵林家文書、六一三一一七、文久二年閏八月「文久元酉年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」控、大庄屋・林勇藏。

(47) 同右文書、六四二一一〇、「安政二年卯九月ヨリ 人馬所諸入目

帳」。

(48) 前掲註(9) 又野論文、二九〇頁、同右文書、〇〇四―〇二、万延元年五月「年中行事」所収の「覚」(雛形) によっている。

(49) 丸山雍成ほか編『日本交通史辞典』(二〇〇三年、吉川弘文館)、六〇八頁。問屋(宿駅問屋) は近世の宿駅において年寄の補佐のもとに下役(書役の帳付等) を指揮して宿駅業務(伝馬・商荷の継立や御用通行の宿泊の差配等) を行う宿役人の長である。

(50) 前掲註(21)、一六三―一六四頁、「目代」(もくだい) の項。

(51) 田中誠二「近世の赤間関街道」(『赤間関街道 歴史の道調査報告書』一九九六年、山口県教育委員会、二四―三〇頁)、二九頁。

(52) 前掲註(2)、六六―八二頁。

(53) 山口県文書館所蔵、井上勉家文書(大和町)、文政九年一〇月一三日「長崎御奉行土方出雲守御登高森御昼休人馬所諸入目仕出帳」、庄屋・国重五郎左衛門外二名・小都合庄屋二名連署、手子二名奥書。「人馬賃銭として御宿割其外より受取分」二二〇・九匁が諸入目計二〇五六・四五匁から差し引かれている。

(54) 『山口県史料 近世編 法制下』(一九七七年、山口県文書館編・刊)、四四八頁、「御書付其外後規要集」一三、天和三年四月二五日毛利外記「覚」。

(55) 前掲註(2)、註(42)、及び六九―七〇頁、「表11 小郡宿安政二年分休泊入目「払」内訳」によれば、鹿兒島藩主の安政二年一〇二五日小郡宿泊り通行(表19)の際、参勤交代大名のうちで唯一代

官の送迎御馳走が行われた。

矢掛宿の事例は藤澤前掲書、七六八―七七四頁、第三編第四章第二節幕府規定と矢掛宿通行諸侯の人馬使用形態、二基本的規制に対し特例の一部諸侯。

(56) 山口県文書館所蔵、弘化元―三年「小郡宰判本控」所収。

(57) 藤澤前掲書、二八八―三〇九頁、第一編第三章山陽道における特權通行人馬遣高規制の適用、第四節防長路(萩藩内) 宿駅における規制の適用。

(58) 前掲註(2)、六七頁、「表10 特權通行小郡宿休泊入目「請払」(安政二―元治元年分)」。依拠史料は山口大学総合図書館所蔵林家文書、六一三―一九、元治元年八月「文久三亥年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」控、大庄屋・山内休兵衛、高井三郎介、及び六一三―一八、慶応元年八月「元治元子年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」控、大庄屋・林勇藏。

(59) 山口県文書館所蔵、明治元年「小郡宰判本控」所収、慶応三年二月「御願申上候事」御本陣・三原屋助一郎、庄屋・秋本新藏宛。大庄屋・秋本源太郎の添書には普請(改築)の許可申請にあたり、本陣の必要性について、諸大名等の特權通行はなくなったが、藩の「急場御手当用御出張等多く度々手広之御引請場ニ差問」、御茶屋はあるものの御用向きにより差支えることも多く「御本陣ならでハ不相捌儀」もあると述べ、普請惣入目四一貫三三四匁七分五毛、米にして一一五石七斗三升七合一勺七才(地下和市銀一〇〇目につき二

斗八升替)の半方を宰判の郡頼母子米から払出し助成する旨を申し出て許可されている。

(60) 山口大学総合図書館所蔵、林家文書、六四二一〇二。

(61) 前掲註(20)。

(62) 祢宜・大里ともに主な出典は、御菌生翁甫著『防長地名淵鑑』(一八九四年、マツノ書店)、五四七頁、及び吉松慶久著・内田伸編『秋穂二島史』(一九六九年、二島公民館)、三三―三四頁、山口県立図書館のレファレンスによる。『防長風土注進案』第一四卷小郡宰判によれば、二島村の「小名」のうちに「祢宜村」がある。

(63) 平凡社『山口県の地名』(一九八〇年)、二八九頁、台道村は『防長風土注進案』以前は小俣村あるいは小俣村・下津令(しもつりょう)と表記されていた。

(64) 『山口県史料 近世編 法制上』(一九七六年、山口県文書館編・刊)、一五九頁、「二十八冊御書付」、正徳三年六月二八日「覚」(御国中人馬賃銀改の事)。

(65) 藤澤前掲書、一五五―二二九頁、第一編第二章幕府による特権通行人馬遣高規制の形成とその展開、第二節二諸侯・家中通行類型における万治と天和の人馬遣高規制、第三節享和と文政の特権通行人馬遣高再規制。

(66) 同右、前掲註(57)、三〇八頁。

(67) 山本弘文『維新期の街道と輸送』増補版(一九八三年、法政大学出版局)、一―七九頁、第一章宿駅制度の改廃。

(68) 田中穰『ふるさと秋穂の郷土史と史跡』(一九九五年、秋穂町中央公民館)、一七〇―一七二頁。渡辺尚志「歴史像はいかにつくられたか―地域指導者 林勇蔵の明治維新―」(渡辺尚志編『幕末維新时期萩藩村落社会の変動』(二〇〇二年、岩田書院、三六三―四一九頁)、三六九頁。

(69) 明治二(四年「小郡宰判本控」上、所収、明治二年一月民事局「覚」。国立国会図書館所蔵、井上馨文書、「林勇蔵履歴之概略」。

(70) 林家文書、九―三、掛軸、仮題「林勇蔵書下(文久二年二月―明治一〇年五月一七日)」所収、御恵米方・林勇蔵宛の辞令(書下)による。本文は「右本郷黒瀉沖江新開作築立二付世話方大頭取申付候事 巳十一月。林勇蔵はこの時恵米方(慶応三年九月―明治四年九月)でかつ「諸郡勸農方大庄屋」(明治二年七月―五年四月)を兼務していた。

(71) 前掲註(69)、「林勇蔵履歴之概略」。

(72) 山口県文書館所蔵、林家文書、二九、「南吉敷部津市宿人馬所賃銀仕詰」のうち「無題・仮綴史料」所収、「申(明治五年) 四月九日」の書入がある。

本書之趣ニ付而者現場遣方無之人馬を偽り、年々各部人馬割申出多分之銀高を取下ケ、剩川浚修甫取立候段申立候得共、甚不条理ニ而南吉敷部川浚を各部難渋所より割賦を以て救助筋も無之、全ク調儀ケ間敷取行ニ付而ハ引請役人等屹度御咎之尋も可有之候所、此度之儀者偏ニ出格之御了簡を以初年より取下ケ

銀高江沓割ニ利息相加返納申付候、此往右躰之所行於有之而者可処嚴法候間、悔悟いたし可令勉勤也

(73) 同右、所収。

一 根人馬之肩を殺し其余計を以修甫取立之義、部署江相伺候哉、又ハ自己之取計ニ候哉

一 式拾四貫目余寅春ニ至り諸村江割戻可仕筈之分と有之候故か、前条之通人馬之肩を殺シ諸村江可割符筋無之事

一 宿方難渋有之候得ハ、正実ニ其趣可申出之所、書面を偽り終ニハ初発之主意ニも違ひ川浚修甫江振変候ニ付而ハ、宿方難渋之名目ニして年々郡用所を申掠メ延銀を貯置、後年ニ至り川浚修甫ニ振変候段、重々之調儀ニ候事

一 根人馬式拾五人式拾五疋を不立置候ハ、人馬之肩を殺シ式十五人式十五疋之飯米塩噌代等年々仕法相調諸郡石割願出候儀者、全ク調儀を以郡用所を相欺候事

一 諸村人馬・町人馬之境不相立趣ハ、攘夷一件其外町引請之繼立繁ク相成、従前諸村引請之京家・御大名方御通路ハ無数ニ付、時勢ニ応シ仕法組変、宿方之難渋^(ナド)之「を」諸村之甘キ^{くつき}を以助候義ハ勿論ニ候

(74) 同右文書、「明治七戌三月より同七月五日ニ至ル迄 人馬所一件控」所収、明治七年二月「御願申上候事」、第十一大区会議所の罫紙欄外に「勇蔵取下候分」の朱書書人がある。

(75) 前掲註(34)、『山口市史』史料編近世1、「解説 近世山口の町

と村」、二五～二九頁、森下徹「二農村部の概況、(二) 山口宰判の概況、重い郡村費負担」。